

練馬区国民保護計画

平成19年3月制定

平成28年6月変更



練 馬 区

目 次

第1編 総 論	1
　第1章 練馬区の責務、計画変更等	1
1 区の責務および区国民保護計画の位置づけ	1
2 計画の見直しおよび変更手続	1
　第2章 区国民保護計画の基本	2
1 区国民保護計画の基本的考え方	2
2 区国民保護計画の体系	3
3 区が国民保護措置を実施するに当たり特に配慮すべき事項	4
4 緊急対処事態に関する読み替え	4
　第3章 関係機関の事務または業務の大綱等	5
　第4章 区の地理的、社会的特徴	7
　第5章 区国民保護計画が対象とする事態	12
1 武力攻撃事態	12
2 緊急対処事態	12
3 NBCを使用した攻撃	12
第2編 平素からの備え	13
　第1章 組織・体制の整備等	13
第1 区における組織・体制の整備	13
1 区の各部における平素の業務	13
2 区職員の収集基準等	14
3 消防や警察の初動体制の把握等	17
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	17
第2 関係機関との連携体制の整備	19
1 基本的考え方	19
2 都との連携	19
3 近接区市等との連携	20
4 指定公共機関等との連携	20
5 区民防災組織等に対する支援	21
第3 通信連絡体制の整備	22
1 通信連絡系統	22
2 国との通信連絡手段・システム等	22
3 都との通信連絡手段・システム等	22
4 災害時優先電話の活用	23
5 無線通信連絡体制	23
第4 情報収集・提供等の体制整備	24

1	基本的考え方	24
2	警報等の伝達に必要な準備	25
3	安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	26
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	27
第5章	特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備	30
1	特殊標章等	30
2	交付要綱の作成	31
3	特殊標章等の作成・管理	31
第6章	研修および訓練	32
1	研修	32
2	訓練	32
第2章	避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	34
1	避難に関する基本的事項	34
2	避難実施要領のパターンの作成	35
3	救援に関する基本的事項	35
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
6	生活関連等施設の把握等	37
第3章	物資および資材の備蓄、整備	38
1	区における備蓄	38
2	区が管理する施設および設備の点検等	38
第4章	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護を含む災害に関する啓発	39
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	39
3	赤十字標章等および特殊標章等に関する普及・啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	40
第1章	初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	40
1	事態認定前における危機管理対策本部等の設置および初動措置	40
2	武力攻撃などの兆候に関する連絡があった場合の対応	41
3	区対策本部の設置指定の要請	41
第2章	区対策本部の設置等	43
1	区対策本部の設置	43
2	通信の確保	52
3	特殊標章等の交付および管理	52
第3章	関係機関相互の連携	53
1	国・都の対策本部との連携	53
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要	

請等	5 3
3　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 4
4　他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 4
5　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 5
6　区の行う応援等	5 5
7　区民防災組織等に対する支援等	5 5
8　住民への協力要請	5 6
第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続	5 7
1　国民の権利利益の迅速な救済	5 7
2　国民の権利利益に関する文書の保存	5 7
第5章 警報および避難の指示等	5 8
　　第1　警報の伝達	5 9
1　警報の内容の伝達	5 9
2　警報の内容の伝達方法	6 0
3　緊急通報の伝達および通知	6 1
　　第2　避難住民の誘導等	6 2
1　避難の指示の伝達	6 2
2　避難実施要領の策定	6 2
3　避難住民の誘導	6 5
4　想定される避難の形態と区による誘導	6 8
第6章 救援	7 4
1　救援の実施	7 4
2　関係機関との連携	7 4
3　救援の程度および方法の基準	7 4
4　救援の内容	7 4
第7章 被災情報の収集および報告	7 9
第8章 安否情報の収集・提供	8 0
1　安否情報の収集	8 0
2　都に対する報告	8 1
3　安否情報の照会に対する回答	8 1
4　日本赤十字社に対する協力	8 2
第9章 武力攻撃災害への対処	8 3
　　第1　武力攻撃災害への対処	8 3
1　武力攻撃災害への対処の基本的考え方	8 3
2　武力攻撃災害の兆候の通報	8 3
　　第2　応急措置等	8 4
1　退避の指示	8 4
2　警戒区域の設定	8 6

3 応急公用負担等	87
4 関係機関との連携の確保	87
第3章 生活関連等施設における災害への対処等	89
1 生活関連等施設の安全確保	89
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除	89
第4章 NBC攻撃による災害への対処等	91
1 応急措置の実施	91
2 国の方針に基づく措置の実施	91
3 関係機関との連携	91
4 汚染原因に応じた対応	91
5 区長の権限	92
6 要員の安全の確保	93
第10章 保健衛生の確保その他の措置	94
1 保健衛生の確保	94
2 廃棄物の処理	94
第11章 国民生活の安定に関する措置	96
1 生活関連物資等の価格安定	96
2 避難住民等の生活安定等	96
3 生活基盤等の確保	96
第4編 復旧等	97
第1章 応急の復旧	97
1 基本的考え方	97
2 公共的施設の応急の復旧	97
第2章 武力攻撃災害からの復旧	98
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	99
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	99
2 損失補償および損害補償	99
3 総合調整および指示に係る損失の補てん	99
第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	100
第1章 初動対応力の強化	101
1 危機管理体制の強化	101
2 対処マニュアルの整備	101
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	102
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	102
5 装備・資材の備蓄	102
6 訓練等の実施	102
7 住民等への啓発	102

第2章 通常時における情報収集	103
1 危機情報等の把握・活用	103
2 危機情報等の共有	103
3 警戒対応	103
第3章 発生時の対処	104
1 区対策本部の設置指定後	104
2 区対策本部の設置指定前	104
3 区災害対策本部等による対応	104
4 区対策本部への移行	105
第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処	106
1 危険物質を有する施設への攻撃	106
2 大規模集客施設等への攻撃	106
3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	107
4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	108
5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	109
6 交通機関を破壊手段とした攻撃	110
参考 資料集	111

第1編 総論

第1章 練馬区の責務、計画変更等

練馬区（以下「区」という。）は、住民の生命、身体および財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めます。

1 区の責務および区国民保護計画の位置づけ

(1) 区の責務

区（区長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）および東京都（以下「都」という。）の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

(2) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めます。

2 計画の見直しおよび変更手続

(1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行います。区国民保護計画の見直しに当たっては、区国民保護協議会の委員に意見を求めます。

(2) 区国民保護計画の変更手続

区国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、区議会に報告し、公表します。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める住居表示、

組織名称、統計数値などの軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問および都知事への協議は要しません。

第2章 区国民保護計画の基本

1 区国民保護計画の基本的考え方

(1) 本計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等において住民の生命・身体・財産を保護し、武力攻撃事態等が住民の生活に及ぼす影響が最小となるようするため、区が平素から準備すること、および事態発生時に区が実施する措置その他必要な事項について定めることを目的とします。

(2) 本計画の位置づけ等

本計画は平素からの備え、武力攻撃事態等への対処、復旧等に関する指針です。そのため、区は、平素から国民保護措置の具体的運用についてマニュアルや実施要領等を作成するとともに、図上訓練等によりその内容を検証・評価し反映させるなど、P D C A サイクルによる不断の見直しを行います。

(3) 都国民保護計画との整合性の確保

国民の保護のための措置およびその他必要な事項は、国全体として万全の態勢を整備することが求められ（国民保護法第1条）、区市町村の国民保護計画は都道府県の国民保護計画と整合性を確保することとされているため（国民保護法第35条）、区国民保護計画は都国民保護計画の基本的考え方を踏まえ、同計画における区市町村計画作成基準を基本とした内容とします。

(4) 関係機関等との連携に配慮

国民の保護のための措置は、国、都、近隣区市町村、指定公共機関等との相互の連携に基づいて行われるものであるため、区は関係機関との連携を整備し、的確かつ迅速な措置が実施されるよう配慮します。

また、区は、区民防災組織の活性化とボランティアの支援を図ることとし、消防署とともに、消防団の充実強化に努めます。

(5) 住宅都市としての性格を考慮

住宅都市の性格を有し、緑に恵まれた地域でもある一方、区内に様々な施設、ターミナル機能を持つ練馬駅を有しているという特性を踏まえて、地域の実情を念頭におきます。

(6) 災害対策の仕組みを活用

武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、区の組織体制や備蓄などは、練馬区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）により構築された災害対策の仕組みを活用する計画とします。

2 区国民保護計画の体系

《編》	《章》
第1編 総論	第1章 練馬区の責務、計画の位置づけ、計画変更等 第2章 区国民保護計画の基本 第3章 関係機関の事務または業務の大綱等 第4章 区の地理的、社会的特徴 第5章 区国民保護計画が対象とする事態
第2編 平素からの備え	第1章 組織・体制の整備等 第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 第3章 物資および資材の備蓄、整備 第4章 国民保護に関する啓発
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置 第2章 区国民保護対策本部の設置等 第3章 関係機関相互の連携 第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続 第5章 警報および避難の指示等 第6章 救援 第7章 被災情報の収集および報告 第8章 安否情報の収集・提供 第9章 武力攻撃災害への対処 第10章 保健衛生の確保その他の措置 第11章 国民生活の安定に関する措置
第4編 復旧等	第1章 応急の復旧 第2章 武力攻撃災害からの復旧 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等
第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	第1章 初動対応力の強化 第2章 通常時における情報収集 第3章 発生時の対処 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

3 区が国民保護措置を実施するに当たり特に配慮すべき事項

- (1) 憲法に保障する自由と権利の尊重や国際人道法の尊重と外国人への保護措置の適用など人権配慮に努めます。
- また、国民保護措置の実施にあっては、その措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮します。
- (2) 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者に対する避難、救援、情報伝達等に配慮するよう努めます。
- (3) 区民の自らの行動や相互の協力といった、自助・共助の活動に理解を求めるよう努めます。
- (4) 指定公共機関および指定地方公共機関が行う国民保護措置の実施について、その自主的な活動を尊重します。
- (5) 世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視します。

4 緊急対処事態に関する読み替え

本計画の中の「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含みます。緊急対処事態の場合は、下表のように読み替えます。

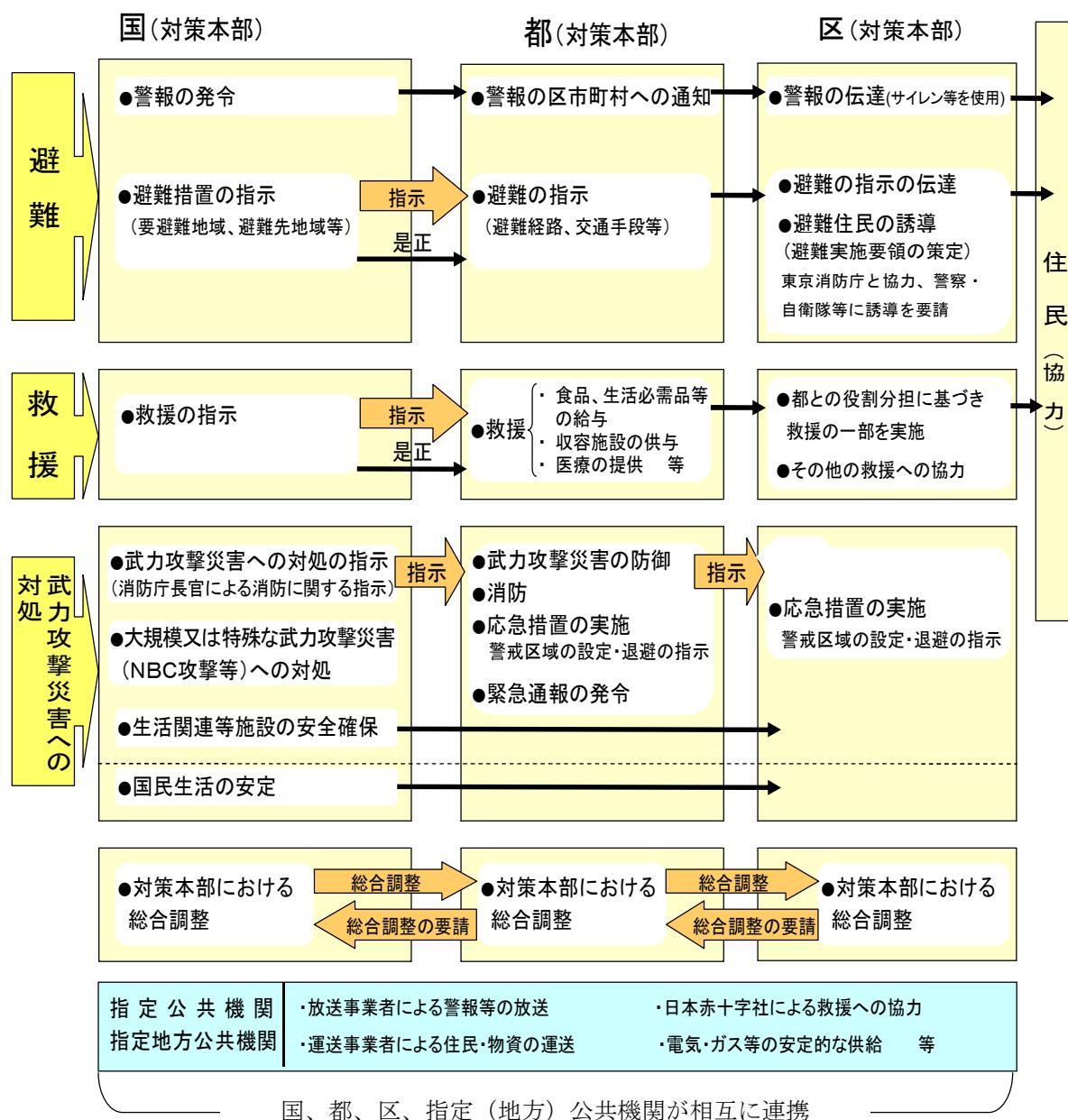
武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておきます。

【国民保護措置の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



○区の事務

機関の名称	事務または業務の大綱
区	<p>1 国民保護計画の作成</p> <p>2 国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織・体制の整備、訓練</p> <p>5 警報内容の伝達、避難の指示の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

○都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務または業務の大綱
都	<p>1 国民保護計画の作成</p> <p>2 国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織・体制の整備、訓練</p> <p>5 警報の通知</p> <p>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>7 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除および軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

関係機関の連絡先

区は、警察、消防を含む関係都機関、自衛隊、関係指定地方行政機関、区に隣接する区市および関係指定公共機関および指定地方公共機関、その他の機関の連絡先等を把握します。

第4章 区の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等は以下のとおりです。

1 区の位置・面積

本区は、東京都区部の北西にあり、およそ東経139度41分から34分、北緯35度42分から46分の間にあり、板橋区、豊島区、杉並区、中野区、西東京市、武蔵野市に境を接し、北は埼玉県新座市、和光市につづいています。東西約10km、南北約4～7km、面積48.08km²で大田区、世田谷区、足立区、江戸川区につぐ5番目の広さです。

2 地形・地質

本区の地形は海拔約30メートルから50メートル前後の武蔵野台地とそれを刻む、石神井川、白子川の谷底低地より形成されています。武蔵野台地は西から東へ向かうにしたがって少しづつ低くなっています。

地質は上総層群と呼ばれる比較的固い第三紀層の上に武蔵野砂礫層が7～8mの厚さで重なり、その上を関東ローム層が7～10mの厚さで覆っていて、一般に支持力の強い地盤上にあるといわれています。ただ石神井川、白子川に沿う谷底地域は腐植土に覆われた軟弱な地盤が連なっています。

3 気候

本区の気候は概ね温暖であり、一定の降雨があります。

気温・降水量

年次および 月 次	平均気温	最高気温		最低気温		降水量	日照時間
		℃	℃	℃	℃		
平 成 21 年	16.1	35.1	20.6	-2.4	12.3	1,655.5	1,686.8
	16.3	38.2	21.3	-2.3	12.3	1,747.5	1,936.0
	15.9	37.9	20.8	-3.6	11.9	1,553.5	1,978.1

	15.8	38.6	20.9	-4.6	11.5	1,527.5	2,137.1
平成25年	3.7	15.8	9.0	-4.6	-1.0	49.5	216.1
	4.6	19.2	9.7	-3.0	0.2	21.5	174.8
	11.0	28.8	16.7	0.5	5.8	38.0	196.7
	14.0	25.5	19.4	3.1	8.6	224.0	198.7
	19.0	29.4	24.6	7.8	14.3	57.5	231.2
	22.2	31.9	26.6	13.1	18.9	172.5	115.3
	26.8	36.1	31.8	19.9	23.2	89.5	154.3
	28.4	38.6	33.7	19.5	24.3	160.0	214.2
	24.0	36.5	28.6	12.2	20.2	275.5	164.1
	18.7	30.7	22.3	9.0	15.6	363.0	111.4
	11.3	21.8	16.5	1.1	6.8	15.5	173.1
	6.3	16.3	11.4	-3.3	1.6	61.0	187.2

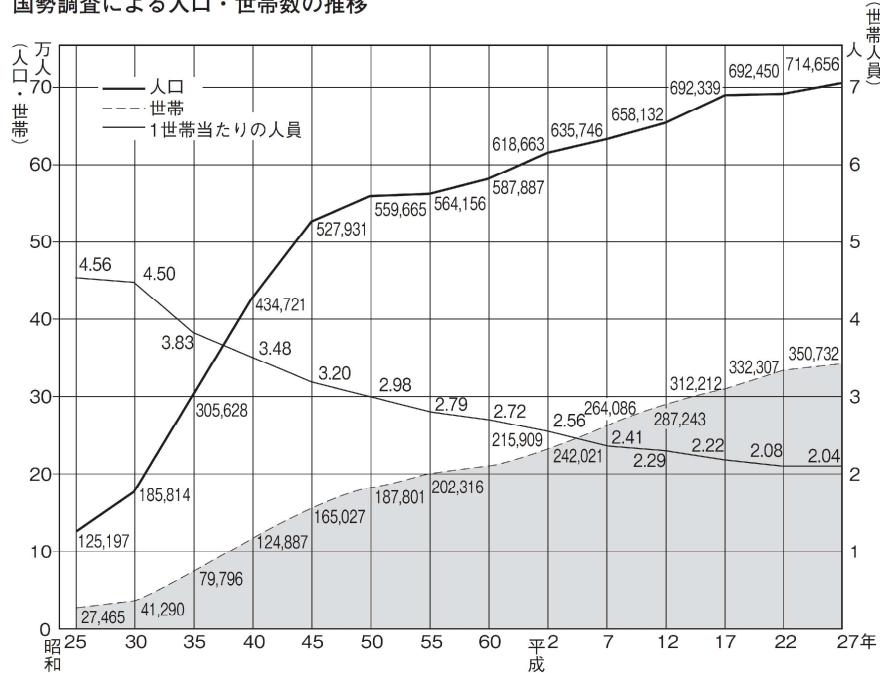
資料：区統計書（平成26年版）※観測地は、東京管区気象台練馬地域気象観測所（平成24年12月26日に豊玉上から石神井台に移転）。平成24年の数値は、観測所の移転により一部欠測している。

4 人口分布

本区は、戦前は武蔵野の面影を残す近郊農業地帯でしたが、昭和22年

8月1日板橋区より分離独立した頃から東京のベッドタウンとして都市化が進み、急激に人口が増加し、平成27年10月には人口約72万人、世帯数約35万世帯に達しました。

国勢調査による人口・世帯数の推移



平成22年～27年は、1月1日の住民基本台帳の数値

資料：国勢調査（各年10月時点）

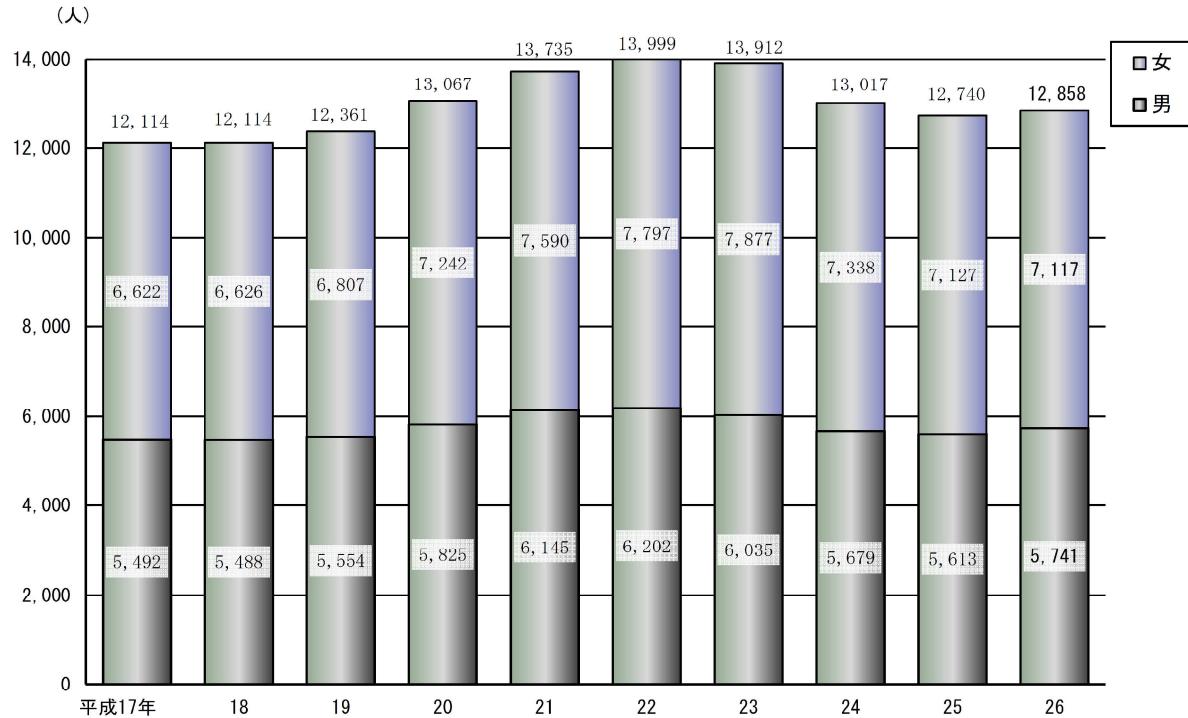
地区別人口の状況



資料：区統計書（平成26年版）

外国人の推移をみると、平成22年から25年にかけ減少しているものの、総人口の1.9%近く、約1万3千人が居住しています。

外国人の推移



資料：区統計書（平成15～23年までの数値は外国人登録数で、平成24年以降の数値は住民基本台帳上の外国人住民数）

住民の年齢構成をみると、住民の2割にあたる約15万人が65歳以上の高齢者となっています。

年齢別人口の予測

（各年1月1日時点）

年	総 数	年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		高齢者人口（65歳以上）	
		増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率
平成 27 年	714,656		88,479		473,733		152,444
平成 32 年							
37	723,642	1.3	87,220	△ 1.4	476,877	0.7	159,545
42	726,668	0.4	85,771	△ 1.7	478,807	0.4	162,090
47	724,446	△ 0.3	82,834	△ 3.4	472,989	△ 1.2	168,623
52	720,401	△ 0.6	80,009	△ 3.4	460,020	△ 2.7	180,372
57	715,567	△ 0.7	78,215	△ 2.2	443,609	△ 3.6	193,743
	709,263	△ 0.9	77,244	△ 1.2	432,569	△ 2.5	199,450

※平成27年1月1日の住民基本台帳人口に基づき予測

資料：企画部企画課「練馬区人口ビジョン（平成27年12月）」

本区においては、昼間時約20万人が区外に通勤・通学などで流出し、区外からは約8万人が流入しています。そのため、昼間人口は約59万人となっていますが、休日などには豊島園といったレジャー施設に大勢の

人々が来園しています。

昼間人口の状況（平成22年10月1日時点）

夜間人口	昼間人口	夜間人口と 昼間人口との差	流入人口	流出人口
712,980人	585,099人	127,881人	76,450人	204,331人

資料：国勢調査（平成22年）

5 道路の位置等

道路は、区全体の約18%を占めており、自動車専用道の関越自動車道および東京外環自動車道、国道は国道254号の川越街道、都道は環状8号線をはじめに総延長約75km、区道は総延長約1,047kmとなっています。

本区は、人口の急激な増加に伴うスプロール現象により曲折する道路、袋小路などが多いのが現状です。

道路の状況（平成26年4月1日時点）

区分	総数	国道	都道	自動車専用道	区道	その他の道路
総延長 m	1,456,623	2,521	74,772	4,700	1,047,252	327,378
総面積 m ²	8,536,635	77,697	1,331,769	152,990	5,795,232	1,178,947

資料：区統計書（平成26年版）

※その他道路は、認定外道路および私道で、総数には含まない。

6 鉄道の位置等

鉄道は、区の中央を東西に横断する西武池袋線があり、練馬駅から豊島線が分岐しています。この練馬駅には、新宿方面から都営地下鉄大江戸線が区の中央を南から光が丘まで北進しています。

区の北東部には地下鉄有楽町線、その北側縁辺部を東武東上線、南部には西武新宿線が東西に通過しています。

7 自衛隊等

自衛隊は、大泉学園町に陸上自衛隊東部方面隊東部方面総監部、北町に陸上自衛隊東部方面隊第1師団があります。

8 消防

消防行政は、都が一体的に実施しています。

9 その他土地利用等

本区は、農地や屋敷林、雑木林といった20世紀の初めにあった武蔵野の風景を今も残す地区や、昭和初期に旧都市計画法の土地区画整理事業などによって、面的な基盤整備が行われた地域、戦後、鉄道駅周辺などで木造賃貸住宅により密集市街地が形成された地域、都営住宅などの公的住宅団地地区、旧緑地地域でスプロールが広がった地域、その後に農地の宅地化に伴ってスプロールが拡大した地域、大規模開発された光が丘地区などがあげられます。

特に、旧緑地地域とその後背地においては、人口の急激な増加に伴い、はなはだしいスプロール現象がみられ、無秩序にできた街区と、それに伴い曲折する道路、袋小路などが多く、全体的には空地率が高いにもかかわらず木造低住宅が密集して火災延焼危険のおそれのある地域が点在しています。

公園については、光が丘地区の都立公園4か所をはじめ、区立公園、緑地緑道、児童遊園など654か所約205haとなっています。

公園の状況（各年4月1日時点）

	総 数		都 市 公 園		児 童 遊 園	
	数	面 積	数	面 積	数	面 積
平成 22 年				m ²		m ²
22	627	1,931,713	410	1,841,959	217	89,754
23	632	1,969,288	413	1,878,862	219	90,426
24	638	1,998,879	420	1,908,525	218	90,354
25	647	2,004,264	429	1,913,910	218	90,354
26	654	2,053,336	437	1,963,038	217	90,298

資料：区統計書（平成26年版）

※都市公園には、都立公園・緑地・緑道を含む。

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型および緊急対処事態4類型を対象とします。また、それぞれの類型において、N B C^(※)兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮します。

(※) N : 核 (物質) Nuclear B : 生物剤 Biological C : 化学剤 Chemical

1 武力攻撃事態

区国民保護計画においては、武力攻撃事態^(※2)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型（詳細は資料集参照）を対象とします。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弹道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

(※2) 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいいます。

2 緊急対処事態

区国民保護計画においては、緊急対処事態^(※3)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型（詳細は資料集参照）を対象とします。

- (1) 危険物質を有する施設への攻撃
- (2) 大規模集客施設等への攻撃
- (3) 大量殺傷物質による攻撃
- (4) 交通機関を破壊手段としたテロ

(※3) 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

3 N B Cを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、N B C攻撃（核等または生物剤もしくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいいます。詳細は資料集参照）が行われることも考慮します。

- (1) 核兵器等
- (2) 生物兵器等
- (3) 化学兵器等

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織および体制、職員の配置および服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定めます。

1 区の各部における平素の業務

区の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行います。

【区の各部における平素の業務】

機関の名称	事務または業務の大綱
各部の共通業務	<ol style="list-style-type: none">1. 部外との連絡調整に関すること2. 所管施設の復旧および所管業務の遂行に関すること3. 所管業務に関連した国民保護の準備に関すること4. 所属職員の活動状況に関すること
国民保護対策統括部 (危機管理室・区長室)	<ol style="list-style-type: none">1. 総合統制に関すること2. 防災センターの運営に関すること3. 広報に関すること4. 本部長および副本部長の秘書に関すること
国民保護対策総務部 (総務部、人事戦略担当部、施設管理担当部、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査事務局、議会事務局)	<ol style="list-style-type: none">1. 区役所庁舎機能の維持および保全に関すること2. 職員の動員、配置、服務および給与に関すること3. 車両、資器材、食料等の調達に関すること4. 練馬区議会の対応に関すること
国民保護対策企画部 (企画部、区政改革担当部)	<ol style="list-style-type: none">1. 国民保護対策予算の編成に関すること2. 情報システムの維持管理に関すること
国民保護対策区民部	<ol style="list-style-type: none">1. 安否情報の整理等情報活動の支援に関すること2. り災証明書の発行に関すること
国民保護対策産業経済部 (産業経済部、都市農業担当部)	<ol style="list-style-type: none">1. 他部の応援に関すること
国民保護対策地域文化部	<ol style="list-style-type: none">1. 遺体安置所の設営に関すること2. ボランティア（主に外国人の支援に関する活動に従事する者に限る。）の受入れおよび配置に関すること
国民保護対策福祉部 (福祉部、高齢施策担当部)	<ol style="list-style-type: none">1. 災害時要援護者の統括および支援に関すること2. 二次避難所の運営に関すること3. ボランティア（他の部で所管するボランティアを除く。）の受入れおよび配置に関すること
国民保護対策健康部 (健康部、練馬区保健所、地域医療担当部)	<ol style="list-style-type: none">1. 医療救護活動に関すること2. 被災地の衛生維持に関すること3. 医療ボランティアの受入れおよび配置に関すること

機関の名称	事務または業務の大綱
国民保護対策環境部	1. 被災地の環境維持に関すること 2. 被災地の清掃に関すること 3. し尿の処理に関すること 4. がれきの処理に関すること
国民保護対策都市整備部	1. 被災者用住宅の確保に関すること 2. 復興計画の策定および統括に関すること 3. 建築物の被害認定調査に関すること 4. 応急仮設住宅に関すること
国民保護対策土木部	1. 道路障害物の除去および人命救助のための住宅等の障害物の除去に関すること 2. 道路等の応急復旧に関すること
国民保護対策教育振興部	1. 応急教育に関すること 2. 避難所の統括および運営に関すること
国民保護対策こども家庭部	1. 応急保育に関すること

※国民保護協議会の運営や避難実施要領の策定など国民保護に関する企画立案や各部間の調整は、危機管理室が行います。

【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第十消防方面本部 練馬消防署 光が丘消防署 石神井消防署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 特別区の消防団に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 特殊標章の交付・管理に関すること（注） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及および防災行動力の向上に関すること (注) 東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

【参考】警視庁（警察署）における平素の業務（都国民保護計画抜粋）

警 視 庁	1 警備体制の整備に関すること 2 情報収集・提供等の体制整備に関すること 3 警備情報の収集に関すること 4 通信体制の整備に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 交通規制に関すること 7 生活関連等施設の安全確保の助言に関すること 8 関係県警察との連携に関すること
-------	---

2 区職員の参集基準等

（1）職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、または発生しようとしている場合の

初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備します。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに区長および国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保します。

(3) 区の体制および職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定めます。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努めます。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】（詳細はP.40に記載しています。）

事態の状況	体制の判断基準		体制	
事態認定無	全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①情報連絡体制	
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		②危機管理対策本部体制	
	危機が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その被害が災害対策基本法上の災害（注）に該当するため、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		③災害対策本部体制	
事態認定有	区国民保護対策本部設置通知前	全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①情報連絡体制	
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②危機管理対策本部体制	
区は必要に応じて区国民保護対策本部設置指定要請を実施する。				
区国民保護対策本部設置通知後			④国民保護対策本部体制	

（注）災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当する場合

【危機管理対策本部体制について】

危機が発生した場合、または発生するおそれがある場合に設置される区長を本部長とした組織で、練馬区危機管理指針（平成18年3月制定）により定められました。

本部長：区長（区長に事故があるときは副本部長が代理する。）

副本部長：①副区長②教育長の職にある者をもって充てる。本部長に事故があるときは、本部長の職務の代理は、危機管理室を担任する副区長（以下「担任副区長」という。）である副本部長がこれを行う。ただし、担任副区長である副本部長にも事故があるときは担任副区長以外の副区長である副本部長が、担任副区長以外の副区長である副本部長にも事故あるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。副本部長に事故があるときは、区長の指定する職員が代行する。指示がない場合は「練馬区長の職務を代理すべき職員を定める規則」（昭和42年6月練馬区規則第14号）に定める職務代理（総

務部長、企画部長の順) が代行する。 本部員：危機管理対策本部において検討する事案に関わる各部長（事案ごとに指定） 本部事務局長：危機管理室長

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①情報連絡体制	危機管理室職員全員が参集
②危機管理対策本部体制	本部員および本部事務局員が参集
③災害対策本部体制	全ての区職員が本庁舎または施設等に参集
④国民保護対策本部体制	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

区の幹部職員および危機管理室職員は、常時、参集時の連絡手段として、災害時優先携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保します。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員および危機管理室職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保します。

なお、区対策本部長の代替職員については、以下のとおりとします。

【区対策本部長を代理する副本部長】

名 称	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
区対策本部長（区長）	担任副区長	担任副区長以外の副区長	教育長	区長の指定する職員が代行。指示がない場合は「練馬区長の職務を代理すべき職員を定める規則」（昭和42年6月練馬区規則第14号）に定める職務代理（総務部長、企画部長の順）が代行。

(6) 本部の代替機能の確保

区は、区役所庁舎が被災した場合等区対策本部を区役所庁舎内に設置できない場合に備え、区対策本部の代替施設をつぎのとおり指定します。

施設名称	施設位置
練馬区職員研修所	練馬区豊玉北5-27-2
光が丘区民センター	練馬区光が丘2-9-6
石神井庁舎	練馬区石神井町3-30-26

(7) 職員の所掌事務

参集した職員が行うべき業務の詳細は、区が作成する各種業務マニュアルに定めます。

(8) 交替要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合

においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定めます。

- 交替要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防や警察の初動体制の把握等

(1) 消防および警察の初動体制の把握

区は、消防および警察からの情報を受け、その初動体制を把握します。また、区地域防災計画における消防、警察との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図ります。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを踏まえ、都、消防と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設の整備、装備品の充実等の支援を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図ります。なお、消防団員は、東京消防庁で定める招集計画に基づき参集します。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとに、以下のとおり担当組織を定めます。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】※表中の「法」は「国民保護法」を示す。

法令等		担当部課	
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること (法第81条第2項)	生活必需品・避難施設関連 医療救護関連	総務部経理用地課 健康部生活衛生課
	特定物資の保管命令に関すること (法第81条第3項)	生活必需品・避難施設関連 医療救護関連	総務部経理用地課 健康部生活衛生課
	土地等の使用に関すること (法第82条)	生活必需品・避難施設関連 医療救護関連	総務部経理用地課 健康部健康推進課
	応急公用負担に関すること (法第113条第1項・5項)		危機管理室 危機管理課
	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	危機管理室 危機管理課
不服申立てに関すること (法第6条、175条)		所管課 (総務部文書法務課)	
訴訟に関すること (法第6条、175条)		総務部 文書法務課	

※ 上記の手続は、都国民保護計画で定める都と区の救援の役割分担を踏まえて区が実施します。

※ 損失補償の項目中、法第81条第2項、法第81条第3項および法第82条に係る事務手続は、法第76条第1項の規定に基づく都知事からの指示を受けた場合に、区が実施します。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区市町村（埼玉県の隣接市を含む）、指定公共機関および指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画および国民保護業務計画との整合性の確保を図ります。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築します。この場合において、区国民保護協議会の幹事会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意します。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

武力攻撃の排除措置のために自衛隊の部隊が区内に集中した場合、区は、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、区協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図ります。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先および担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図ります。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難・救援の方法等に関し、都と緊密な情報の共有を図ります。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにします。

(5) 警察との連携

区は、避難住民の誘導を円滑に行えるよう、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に提供できるよう、警察と必要な連携を図ります。

(6) 消防との連携

区は、避難住民の誘導を円滑に行うことができるよう、消防と緊密な連携を図ります。

3 近接区市等との連携

(1) 近接区市等との連携

区は、近接区市等の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区市等の相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区市等の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資および資材の供給体制等における近接区市等の相互間の連携を図ります。

(2) 事務の一部委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託^(※)する場合を想定し、近接区市町等と平素から意見交換を行います。

※<参考法令> 国民保護法第19条、国民保護法施行令第4条、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第69条、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第28条

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておきます。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、防災の仕組みを活用して、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図ります。

(3) 協定団体との連携

区は、物資および資器材の供給ならびに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定を活用し連携を図ります。

5 区民防災組織等に対する支援

(1) 区民防災組織等に対する支援

区は、区民防災組織に対する研修等を通じて区民防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、区民防災組織相互間、区民防災組織や消防団および区等との間の連携が図られるよう配慮します。

また、都と連携し、区民防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設および設備の充実を図ります。

なお、区民防災組織に対する指導、訓練を実施するにあたっては、消防の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行います。

(2) 区民防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、避難住民に対する救援等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。

(3) 事業所に対する支援

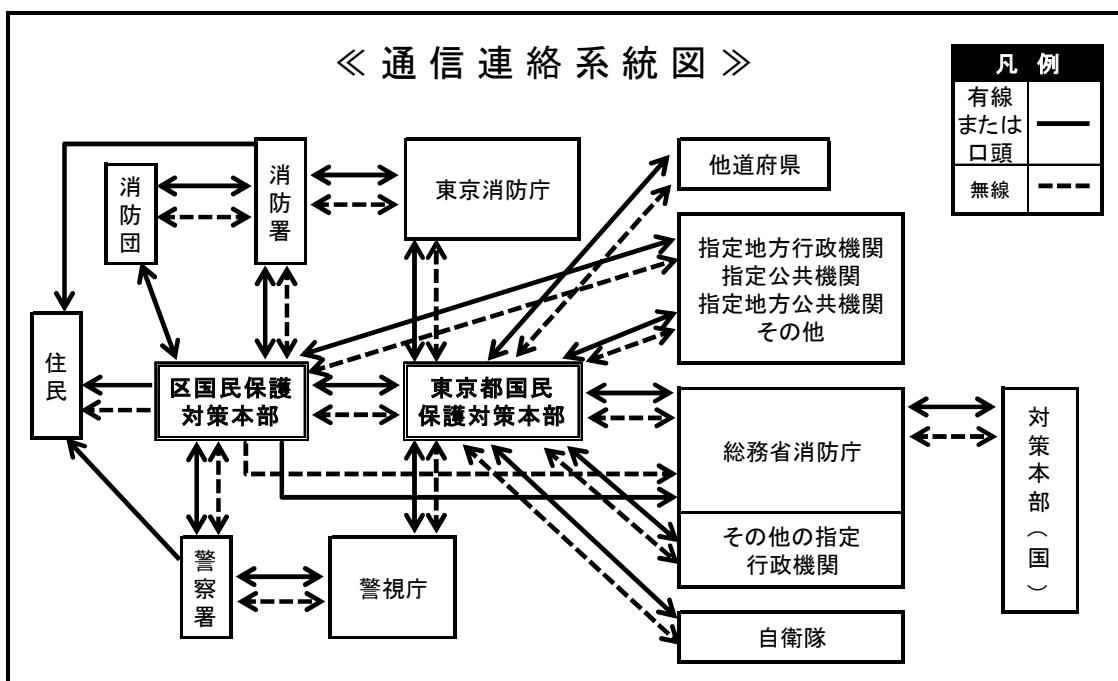
区は、消防が実施する、事業所の施設管理者および事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力します。

第3 通信連絡体制の整備

区は、武力攻撃事態等における通信連絡のため、区地域防災計画で整備された通信連絡体制を活用します。また、武力攻撃事態等における通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多様化や必要な機器の整備・充実に努めます。

1 通信連絡系統

区は、武力攻撃事態等における情報の輻輳による混乱を防止するため、防災対策と同様に区および防災機関等に情報の受発信の総括者としての連絡員を置くとともに、災害時優先電話により、情報の収集・伝達にあたります。なお、武力攻撃事態等における通信連絡系統はつぎのとおりです。



2 国との通信連絡手段・システム等

国との通信連絡には、緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）^(※1)、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）^(※2)を活用します。

※1 緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）
行政専用回線である総合行政ネットワーク「L G W A N」を利用して総理大臣官邸と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム

※2 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）
対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

3 都との通信連絡手段・システム等

都との通信連絡には、東京都防災行政無線、東京都災害情報シス

ム（D I S）および画像伝送システム（テレビ会議）を活用します。

4 災害時優先電話の活用

区は、武力攻撃事態等において、発信規制を受けずに利用できる電話として、「有線電気通信法」および「大規模地震対策特別措置法」に基づき指定されている災害時優先電話の活用を図ります。

5 無線通信連絡体制

区は、有線電話が途絶した場合においても、情報の収集、提供を確実に行うため、防災センターを親局とした同報系防災行政無線および移動系防災行政無線を活用します。

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知および伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関および住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備します。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集・整理・提供、および武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行います。

設備面	<ul style="list-style-type: none">複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルクト化等）を図ります。無線通信設備を定期的に総点検します。
運用面	<ul style="list-style-type: none">夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図ります。通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した実践的通信訓練の実施を図ります。通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行います。無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線等を活用した運用方法等についての十分な調整を図ります。災害時優先電話等の効果的な活用を図ります。担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図ります。住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要す

	る者およびその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に 対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図ります。
--	---

(3) 情報の共有

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民および関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくとともに、その周知を図ります。

警報の伝達に当たっては、防災行政無線、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に加え、ケーブルテレビ・ジェイコム東京のデータ放送、ねりま情報メール、緊急速報メール、区内の学校や児童施設等へのメール送信システム、および安全・安心パトロールカー等の使用など様々な広報媒体を活用します。あわせて、区民防災組織等にも伝達の協力を依頼します。

区は、消防の協力および区民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めます。

(2) 防災行政無線の整備

区は、迅速な警報の内容の伝達に必要となる防災行政無線の整備を図ります。同報系防災行政無線については、無線放送塔を増設するとともに、アナログ方式からデジタル方式に変更するなどの整備を図ります。

(3) 警察との連携

区は、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築します。

(4) 国民保護に係るサイレンの周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、様々な機会を活用して住民に十分な周知を図ります。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する多数の者が利用する施設（駅、病院、学校、遊園地、劇場等の文化施設、娯楽施設等）について、施設の管理者等の連絡先を把握します。

(6) 民間事業者の協力

区は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、取組を進めます。

その際、事業者の先進的な取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努めます。

3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告および提供することができるよう、安否情報の収集、整理および提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行います。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保します。なお、住民等からの安否情報の照会に対しては、都および区が回答します。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（①～⑥のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷または疾病の該当
- ⑨ 負傷または疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答または公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所および状況
- ⑨ 遺体の安置場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答

への同意

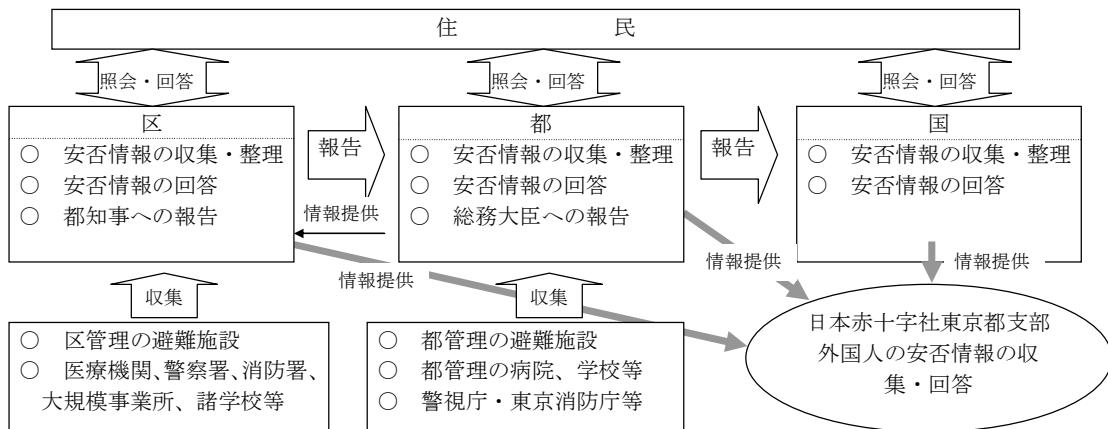
(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握します。

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応します。

- ・区：区管理の避難施設、区の施設（学校等）、区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都：都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

《安否情報の収集・提供の概要》



(3) 住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知します。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報の収集と伝達

区は、被災情報（以下参照）の収集、整理および都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、平素から情報通信手段を点検・確認するとともに、事態発生時には使用できる情報通信手段の中から通信相手・通信内容ごとに最適な手段を選定して、通信を行います。

使用する通信手段の優先順位は、日常的に使用する有線の通信手段を第一とします。

《収集・報告すべき情報》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要

3 人的・物的被害状況

- ① 死者、行方不明者、負傷者
- ② 住宅被害
- ③ その他必要な事項

4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

(2) 避難所での情報連絡

国の対策本部長により区が避難先地域として指定された場合は、防災行政無線、防災備蓄物資、区の事務用パソコンその他OA機器などが常備されている区の施設を優先的に避難所として活用します。

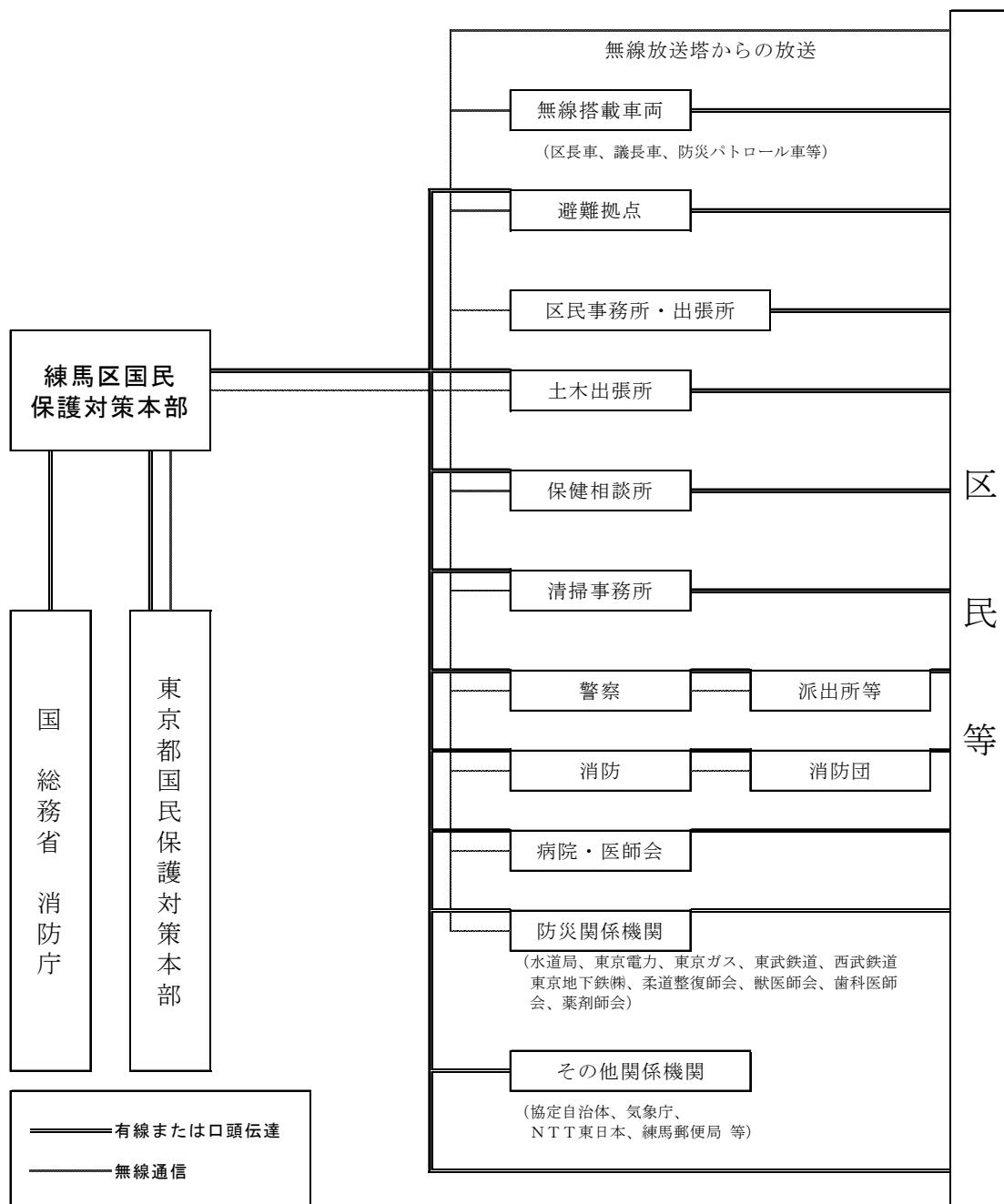
避難所では、情報・通信をつぎのように取り扱います。

- ① 避難者名簿の作成など情報の収集、避難者への情報伝達
- ② 区対策本部への情報伝達や区対策本部の指示の受領
- ③ その他対策上必要な通信連絡

(3) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、防災に関する研修や訓練と連携しながら、担当者の育成に努めます。

《防災行政無線等を活用した被災情報の収集・報告系統》



第5 特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備

区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章^(※)および身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することになります。このため、これら特殊標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

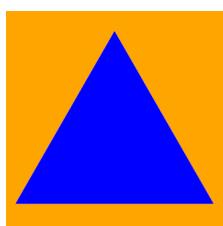
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

※特殊標章とは、指定行政機関の長、地方公共団体の長等が、指定行政機関や地方公共団体の職員で国民保護措置に係る職務を行う者または国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者またはこれらの者が行う職務等に使用される場所等を識別させるために表示されるもので、ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書第66条3に規定されています。

なお、ジュネーヴ諸条約とは、武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者および捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員および宗教要員ならびに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした条約の総称で、この中に、敵対行為または災害の危険から文民たる住民を保護・援助するため、避難所の管理等の人道的任務を行う「文民保護」要員等を保護することが含まれています。現在、171カ国が当該条約を締結しています。（外務省ホームページより）



特殊標章

(オレンジ色地に
青の正三角形)

<p>裏面</p> <div style="text-align: center;">  身分証明書 IDENTITY CARD </div> <p>国民保護機関に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名 Name _____</p> <p>生年月日 Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格に於いて、1949年8月12日のジュネーヴ議定と1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力衝突の犠牲者の保護に関する規則(議定II)を有する。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949, and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as _____</p> <p>交付年月日 Date of issue _____ 適用番号 No. of card _____</p> <p>許可権者の署名 Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日 Date of expiry _____</p>	<p>裏面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身分Height</td> <td style="width: 33%;">顔の色Face</td> <td style="width: 33%;">肩の色Mar</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は備他/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">印記Stamp</td> <td style="width: 50%;">所持者の署名Signature of holder</td> </tr> </table>	身分Height	顔の色Face	肩の色Mar	その他の特徴又は備他/Other distinguishing marks or information:			<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>												印記Stamp	所持者の署名Signature of holder
身分Height	顔の色Face	肩の色Mar																			
その他の特徴又は備他/Other distinguishing marks or information:																					
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>																					
印記Stamp	所持者の署名Signature of holder																				

身 分 証 の ひ な 型

2 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成します。

3 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理します。

第6 研修および訓練

区は、住民の生命、身体および財産を保護する責務を有していることから、区職員が研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識を習得できるよう、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があります。

このため、区における研修および訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。

(2) 職員等の研修機会の確保

区は、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、職員に対して研修を行います。

また、都と連携し、区民防災組織に対して国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等を活用するなど研修機会の確保に努めます。

(3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁の職員および学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用します。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体および事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等、近隣区市と連携しながら訓練の実施を図ります。

(2) 訓練の形態および項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動および判断を伴う実践的な訓練を実施します。

また、防災訓練の仕組みを活用して、以下に示す訓練を実施します。

① 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練および区対策本部設置運営訓練

② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練および被災情報・安否情報

に係る情報収集訓練

- ③ 避難誘導訓練および救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置の訓練と防災訓練とを有機的に連携させます。
- ② 上記の訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意します。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映します。
- ④ 区は、都および消防とともに、多数の者が利用または居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画およびマニュアル等に準じて警報の内容の伝達および避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施に協力します。
- ⑤ 区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意します。

第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定めます（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものは除きます。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備します（基礎的資料は資料集で整備します。）。

(2) 近隣区市との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣区市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うこと等により、緊密な連携を確保します。

(3) 要介護者等の要配慮者への配慮

区は、防災の仕組みを活用し、寝たきりの高齢者、障害者などの要配慮者の安全確保のために、民生・児童委員、介護・障害福祉サービス事業者、区民防災組織、近隣住民による協力体制や消防、警察との連携体制の構築に努めます。

また、社会福祉施設等の防災訓練に際しては、施設の使用実態に沿った避難、救出・救護、総合防災訓練等の実施について指導をするなど災害対応行動力向上に努めます。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努めます。特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受け入れ等について、都と連携し、その協力の確保に努めます。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認します。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都および消防と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるよう、情報伝達体制の確立など施設管理者との連携に努めます。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、本計画策定後に、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）」や「「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）」を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、区の行う救援について、区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにします。（第6章救援を参照）

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な避難所一覧等の資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保します。

(3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備します。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めます。

(1) 運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する当該区の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報を共有します。

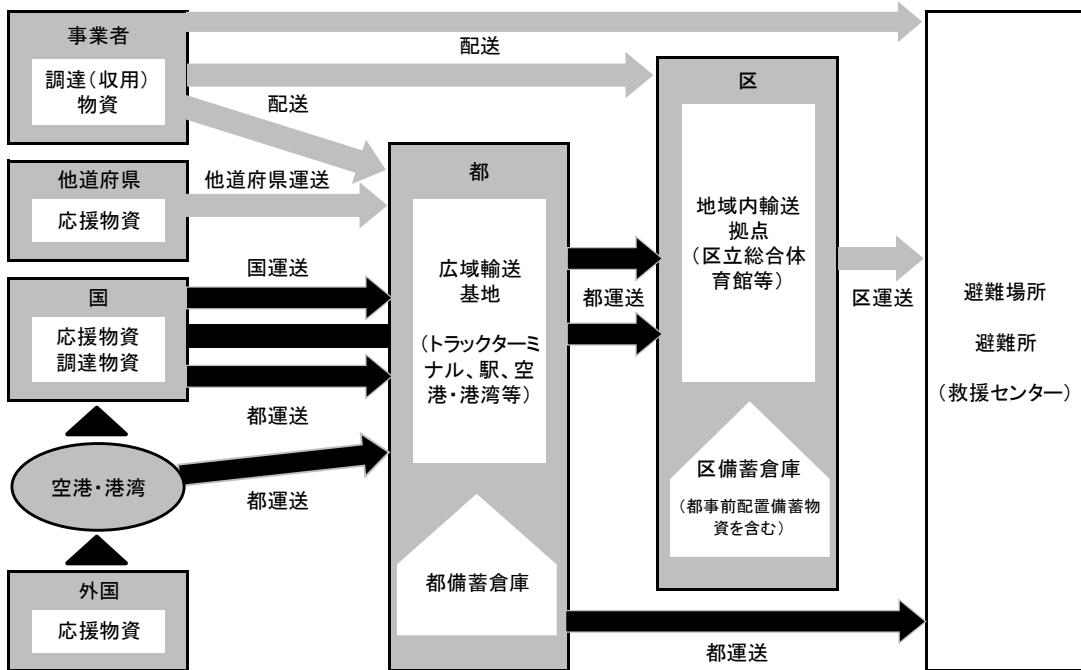
(2) 運送経路の把握等

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有します。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備します。

《緊急物資等の配送の概要》



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力します。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

区分	用途	施設（例示）
避難所	○ 避難住民が避難生活をする場所、または避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・体育館・ホール等の区立施設 ・地下鉄コンコース※
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避難場所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園・河川敷 等

注；地下鉄コンコースは一時的な避難・退避をする場所に該当

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知します。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、その区域内に所在する鉄道施設、ガスホルダー等の生活関連等施設について把握し、都と情報を共有します。

(2) 区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施します。また、警察との連携を図ります。

第3章 物資および資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資および資材について、以下のとおり定めます。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、防災のための備蓄を活用します。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資および資材

国民保護に関する基本指針において、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされています。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされています。区は、これらの整備状況について、把握し、必要な措置を講じます。

(3) 都および他自治体との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資および資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応します。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資および資材を調達することができるよう、防災の仕組みを活用して他自治体や事業者等との間で、必要な体制を整備します。

2 区が管理する施設および設備の点検等

(1) 施設および設備の点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設および設備について、点検します。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地および建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、およびバックアップ体制の整備を進めるよう努めます。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等に住民がとるべき行動等に関する啓発について、以下のとおり定めます。

1 国民保護を含む災害に関する啓発

(1) 啓発の方法

区は、都および関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、区報、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行います。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行います。

(2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とあわせて、区民防災組織と連携して住民への啓発を行います。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受け入れなどの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努めます。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保および災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について、都の啓発資料等を活用して住民への周知を図ります。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努めます。

3 赤十字標章等および特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都およびその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等および特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、様々な機会を通じて啓発に努めます。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生したりした場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等の認定前の段階においても、住民の生命、身体および財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となります。

また、他の区市町村において大きな被害が発生している場合や何らかの形で被害発生の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要です。

このため、以上のような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性から、区の初動体制について、以下のとおり定めます。

1 事態認定前における危機管理対策本部等の設置および初動措置

(1) 危機管理対策本部等の設置

① 他の区市町村において大きな被害が発生している場合や何らかの形で被害発生の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、情報の収集、職員招集の準備を中心とした情報連絡体制を取ります。

② 区長は、危機が発生した場合、または発生するおそれがある場合、速やかに、都、警察および消防と連絡を取り合うとともに、区として的確かつ迅速に対処するため、危機管理対策本部を設置します。

(危機管理対策本部の詳細は、P.15を参照)

③ 危機管理対策本部は、警察、消防、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理対策本部を設置した旨について、都に連絡を行います。

この場合、危機管理対策本部は、迅速な情報の収集および提供のため、現場における各機関との通信を確保します。

(2) 災害対策本部の設置

区は、区対策本部の設置指定前に、原因不明の事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害^(*)に該当する場合には、区災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行います。

※災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で

定める原因により生ずる被害」に該当する場合をいいます。

(3) 初動措置の確保

- ① 区は、危機管理対策本部または災害対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行います。また、区は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供します。
- ② 区は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域または消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図ります。
- ③ また、政府による事態認定がなされた場合で、区に対し区対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行います。

(4) 関係機関への支援の要請

区は、発生した災害への対処について、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請します。

(5) 区対策本部への移行に要する調整

危機管理対策本部または災害対策本部を設置した後に、政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき指定の通知があった場合には、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部または災害対策本部は廃止します。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行います。

2 武力攻撃などの兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国・都を通じて（首相官邸危機管理センター⇒総務省消防庁⇒東京都⇒区）、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定は行われたが、区に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報連絡体制、または危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図ります。

この場合において、区長は、職員の参集体制の確認、関係機関との通信連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全局的な体制を構築します。

3 区対策本部の設置指定の要請

区長は、区対策本部を設置する必要があると判断した場合は、都知事

を経由して内閣総理大臣に対して区に対策本部の設置指定を行うように要請します。

【事態の状況に応じた初動体制一覧】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定無	全序的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①情報連絡体制
	全序的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②危機管理対策本部体制
	危機が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その被害が災害対策基本法上の災害に該当するため、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	③災害対策本部体制
事態認定有	区国民保護対策本部設置通知前	①情報連絡体制
		②危機管理対策本部体制
		区は必要に応じて都を通じて、区国民保護対策本部設置指定要請をする。
	区国民保護対策本部設置通知後	④国民保護対策本部体制

第2章 区対策本部の設置等

区は、区対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定めます。

1 区対策本部の設置

(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、つぎの手順により行います。

① 区対策本部を設置すべき指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）および都知事を通じて区対策本部を設置すべき指定の通知を受けます。

② 区長による区対策本部の設置

指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置します。

事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、区対策本部に切り替えます。

③ 区対策本部員および区本部職員の参集

区長は、区対策本部員、区本部職員等に対し、区対策本部に参集するよう命じます。

④ 区対策本部の開設

区本部職員は、防災センターに区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始します。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

区長は、区対策本部を設置したときは、区議会に区対策本部を設置した旨を連絡します。

⑤ 交替要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備および仮眠設備の確保等を行います。

⑥ 本部の代替機能の確保

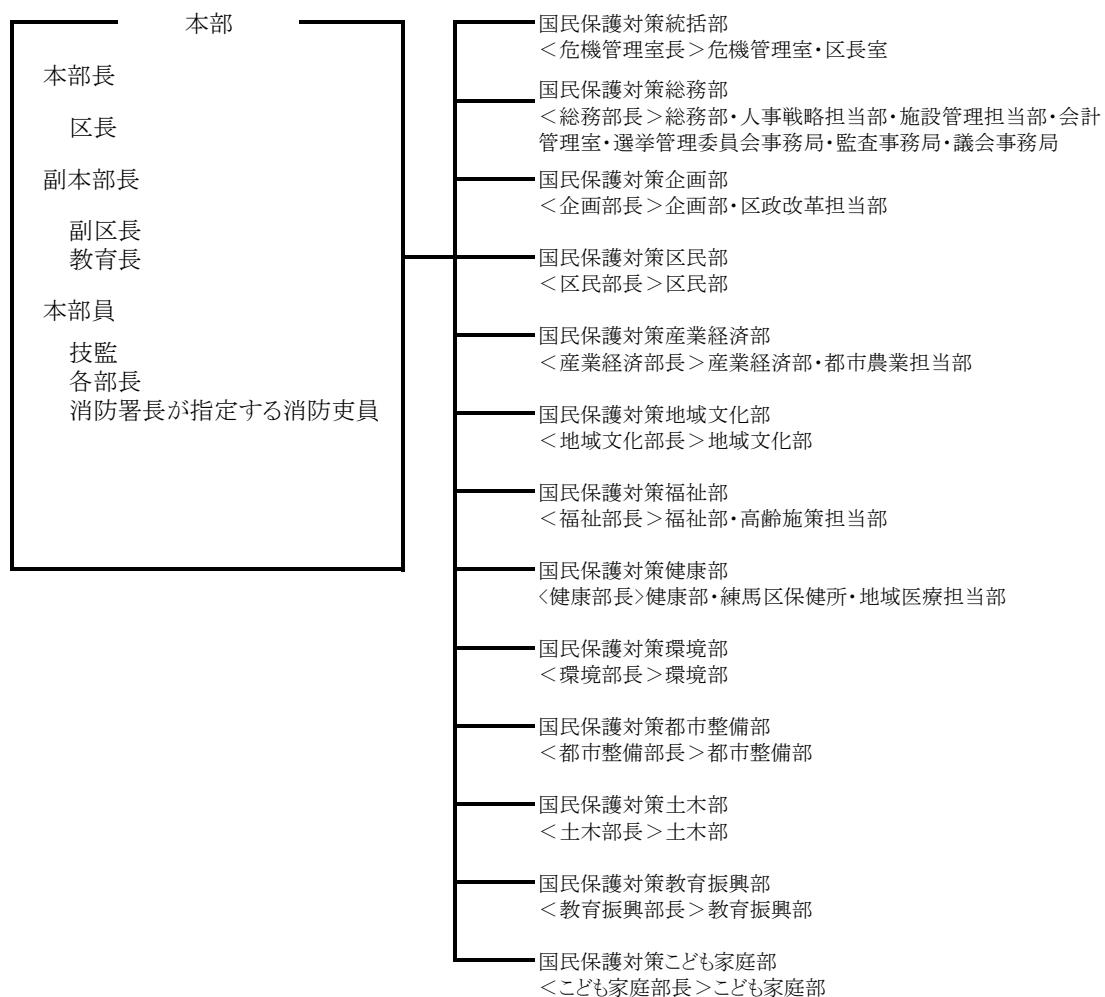
区は、区役所庁舎が被災した場合など区対策本部を区役所庁舎内に設置できない場合は、区職員研修所、光が丘区民センター、石神井庁舎等の代替施設に設置します。

また、区の区域外への避難が必要で、区の区域内に区対策本部を設置することができない場合には、区対策本部の設置場所について、都と協議を行います。

(2) 区対策本部の組織

区対策本部には、本部と各部を設けます。

<組織図>



(3) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、つぎに掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図ります。

① 区の区域内の国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整^(※)を行うよう要請します。

※運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など。

また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関および指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにします。

③ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告または資料の提出を求めます。

⑤ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

(4) 区対策本部の運営と所掌事務

① 区対策本部の運営

区対策本部は、原則として防災センターを使用し、必要に応じて庁議室を使用します。

区対策本部の運営は、統括部長が行います。

② 区対策本部の所掌事務

区対策本部はつぎの事項について区の基本方針を審議し策定します。

- ・本部の設置および廃止に関すること
- ・区の区域において、区が実施する重要な国民保護措置（警報の伝達・避難誘導・退避の指示・警戒区域の設定・避難所や救援センターの設置、応急公用負担）に関すること
- ・国、都、公共機関、他自治体に対する各種要請に関すること
- ・現地対策本部の設置に関すること
- ・都の事務および他自治体からの事務委託および区から他自治体への事務委託に関すること
- ・その他の重要事項に関すること。

(5) 区対策本部の組織構成および業務内容

区対策本部の組織構成および各組織の業務内容は以下のとおりです。

各部の共通事項

- ・部外との連絡調整に関すること
- ・所管施設の復旧および所管業務の遂行に関すること
- ・所管業務に関連した武力攻撃災害対策に関すること
- ・防災センターに連絡要員を派遣し、各部との調整を行わせること
- ・所属職員の活動状況に関すること

(6) 各部の専管事項（< >内は担当部長名、アンダーラインは班長）

区対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施します。

各部	担当部	班名	班長担当職	分掌事務
国民保護対策統括部 <危機管理室長>	危機管理室 区長室	統括班	危機管理課長 防災計画課長 区民防災課長	本部活動の総合統制 区内の被害状況の把握 防災センターの運営 国民保護現地連絡調整所に関すること 国民保護措置の立案（避難実施要領の策定、本部長が行う国民保護措置に関する総合調整の補佐）
		広報班	<u>広聴広報課長</u>	災害時の広報に関すること 区民からの問い合わせ・相談対応 報道機関等の対応
		秘書班	<u>秘書課長</u>	対策本部長・副本部長（副区長）の秘書
国民保護対策総務部 <総務部長>	総務部 人事戦略担当部 施設管理担当部 会計管理室 選挙管理委員会事務局 監査事務局 議会事務局	総務班	総務課長 技術監理調整課長 文書法務課長 情報公開課長	各部間の調整 部内統制 本庁舎、区施設（教育施設を除く）の被害状況把握 区役所庁舎機能の維持・保全
		職員班	<u>職員課長</u> 人材育成課長	職員の動員調整 職員の配置、服務状況把握、 職員の給与・配給 職員の特殊標章（身分証明書等）の作成と交付
		調達班	経理用地課長 国際・都市交流課長 人権・男女共同参画課長	車両・資器材・食糧等の調達 義援品の受入れ 車両用特殊標章に関すること
	施設管理班	<u>施設管理課長</u> 施設整備課長	区立施設の応急整備・營繕 部内他班の応援	
	機動班	監査事務局長 選挙管理委員会事務局長	部内他班の応援	

		出納班	<u>会計管理室長</u>	応急対策費の収支 支援金の管理 部内他班の応援
		議会班	<u>議会事務局次長</u>	区議会対応 部内他班の応援
国民保護 対策企画部 <企画部長>	企画部 区政改革担当部	庶務班	<u>企画課長</u> 区政改革担当課長	部内統括 部内他班の応援
		財政班	<u>財政課長</u>	国民保護対策予算の編成
		情報システム班	<u>情報政策課長</u>	情報システムの維持管理
国民保護 対策区民部 <区民部長>	区民部	庶務班	<u>戸籍住民課長</u>	所管施設の被害状況の把握 安否情報の整理および提供に関する こと り災証明書の発行 死亡届の受理、火葬許可証の交付
		支援班	<u>税務課長</u> 収納課長 国保年金課長	区税の減免に関するこ と 部内他班の応援
国民保護 対策産業 経済部 <産業経 済部長>	産業経 済部 都市農 業担当 部	生活班	<u>経済課長</u> 商工観光課長 都市農業課長	所管施設の被害状況の把握 他部の応援
国民保護 対策地域 文化部 <地域文 化部長>	地域文 化部	第二生活 班	<u>地域振興課長</u> 協働推進課長 文化・生涯学習課長 スポーツ振興課長 シティマラソン担当 課長	所管施設の被害状況の把握 遺体安置所の設営 ボランティアの受入れおよび配置 (外国人の支援に関する活動に従事 する者のみ) 他部の応援
国民保護 対策福祉 部 <福 祉部 長>	福祉部 高齢施 策担当 部	庶務班	<u>管理課長</u> 福祉企画課長 臨時給付金担当課長	部内統括 災害時要援護者の統括・支援 所管施設の被害状況の把握 ボランティアの受入れおよび配置
		高齢者班	<u>高齢社会対策課長</u> 高齢者支援課長 介護保険課長	二次避難所に関するこ と 所管施設の被害状況の把握
		障害者班	<u>障害者施策推進課長</u> 障害者サービス調整 担当課長	
		機動班	<u>練馬総合福祉事務所 長</u> 光が丘総合福祉事務 所長 石神井総合福祉事務 所長 大泉総合福祉事務所 長	災害時要援護者の安否確認 応急資金等の貸付け 支援金の配付

国民保護 対策健康部 <健康部長>	健康部 練馬区 保健所 地域医療担当部	庶務班	<u>健康推進課長</u>	医療救護活動の統括 各部との連絡調整 部所管施設の被害状況把握 医療ボランティアの受入・配置 都医療救護班の派遣要請・受入調整
		救護班	<u>地域医療課長</u> <u>医療環境整備課長</u>	医療救護所に関すること 医療救護班等の活動支援 避難拠点等への医療提供の要請
		衛生班	<u>生活衛生課長</u>	食品・衛生環境監視 動物保護 医薬品確保の連絡調整
		予防班	<u>保健予防課長</u>	医療機関からの情報収集等連絡調整 専門医療の連絡調整 感染症予防 難病等による在宅医療機器使用患者の情報収集
		保健班	<u>豊玉保健相談所長</u> <u>北保健相談所長</u> <u>光が丘保健相談所長</u> <u>石神井保健相談所長</u> <u>大泉保健相談所長</u> <u>関保健相談所長</u>	医療救護所要員の派遣 医療救護活動の運営補助 避難所等における相談支援（感染症予防、精神保健相談、保健相談、栄養相談、歯科相談等） 難病等による在宅医療機器使用患者の支援
国民保護 対策環境部 <環境部長>	環境部	都市復興 統括班	<u>環境課長</u>	所管施設の被害状況の確認 部内の連絡調整等
		清掃班	<u>清掃リサイクル課長</u> <u>練馬清掃事務所長</u> <u>石神井清掃事務所長</u>	災害廃棄物の処理 し尿の処理 がれきの処理 被災地の環境維持
		支援班	<u>みどり推進課長</u>	所管施設の被害状況の把握 部内他班の応援
国民保護 対策都市 整備部 <都市整備 部長>	都市整備部	庶務班	<u>都市計画課長</u> <u>交通企画課長</u>	部内の連絡調整等 所管施設の被害状況の把握 住家被害認定調査
		復興班	<u>まちづくり推進課長</u> <u>東部地域まちづくり 課長</u> <u>西部地域まちづくり 課長</u> <u>大江戸線延伸推進課 長</u>	復興計画策定および統括 所管施設の被害状況の把握 部内他班の応援
		住宅班	<u>住宅課長</u>	応急仮設住宅の入居者の募集・選定・管理

		危険度判定班	<u>建築課長</u> <u>建築審査課長</u> <u>開発調整課長</u>	被災住宅応急危険度判定 被災宅地危険度判定 都が実施する住宅応急修理対象者の募集・選定
国民保護対策土木部 <土木部長>	土木部	庶務班	<u>管理課長</u> 道路公園課長 交通安全課長	所管施設の被害状況把握 各部との連絡調整
		土木復旧班 (東部土木復旧班) (西部土木復旧班)	<u>計画課長</u> <u>維持保全担当課長</u> 特定道路課長	道路・橋梁・河川・公共溝渠・公園の被災調査および応急復旧工事 道路障害物の除去 土石等の除去
国民保護対策教育振興部 <教育振興部長>	教育振興部	庶務班	<u>教育総務課長</u>	教育委員会所管施設の被害状況把握 各部・部内の連絡調整 避難所における各部との調整 学校再開への関係機関との調整
		教育班	<u>学務課長</u> 教育施策課長 教育指導課長	所管施設の被害調査 生徒、児童、園児および教職員の安否確認 応急教育（教材・学用品、教育者の確保） 部内他班の応援
		施設班	<u>施設給食課長</u>	学校施設（給食施設）の被害調査
		応援班	<u>学校教育支援センター所長</u> 光が丘図書館長	庶務班との連絡調整・所管施設の被害調査 部内他班への応援
災害対策こども家庭部 <こども家庭部長>	こども家庭部	子ども班	<u>子育て支援課長</u> こども施策企画課長 保育課長 保育計画調整課長 青少年課長 練馬子ども家庭支援センター所長	所管施設の被害状況の把握 乳児、幼児、児童等の保護 応急保育 他部の応援

(7) 消防署長が指定する消防吏員

主な対応事項は以下のとおりです。

- ・消防機関の活動状況や被害の状況に関する報告
- ・国民保護措置の実施に関する本部長の補佐や技術的助言
- ・警察との情報交換および活動の役割分担に関する意見

※消防機関における国民保護措置上の留意事項について（平成18年1月31日総務省消防庁通知）より転載

【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務

(都国民保護計画抜粋)

機関の名称	分掌事務
東京消防庁	1 火災その他の災害の予防、警戒および防御に関すること 2 消火、救助・救急に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 避難住民の誘導に関すること 5 警報伝達の協力に関すること 6 消防団との連携に関すること 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
第十消防方面本部	
練馬消防署	
光が丘消防署	
石神井消防署	

(8) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、区内に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部における広報広聴体制を整備します。

① 広報活動

武力攻撃事態等において区内に正確かつ積極的に情報提供を行うため、統括部広報班を編成し、広報を一元的に行います。

② 広報手段

区報、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問合せ窓口の開設、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等様々な広報手段を活用します。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応します。

イ 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区対策本部長が記者会見を行います。

ウ 都道府県と連携した広報体制を構築します。

④ 関係する報道機関への情報提供

統括部広報班は関係する報道機関の連絡先を把握し、速やかに情報提供を行います。

(9) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施ならびに国、都等の対策本部との連絡および調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、区対策本部の事務の一部を行うため、区現地対策本部を設置します。

区現地対策本部長や区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充

てます。

(10) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置します。

《想定される参加機関》

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《活動内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整等

区は、既に都または関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有および活動調整を行います。

(11) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）および都知事を経由して区対策本部を設置すべき指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止します。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線もしくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保します。

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、直ちに都を通じて総務省にその状況を連絡します。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳の対策のため、必要に応じ通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

3 特殊標章等の交付および管理

区長は「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させます。

(1) 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(2) 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者、および区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
(区長が水防管理者として実施する場合も含みます。)

なお、国民保護措置に係る職務を行う東京消防庁の職員や消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付および使用に係る事務は、消防総監が行うこととされています。

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関および指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接な連携を図るために必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都の対策本部および、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図ります。

都の対策本部長から都対策本部の本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整えます。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(※)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めます。

※武力攻撃事態等合同対策協議会

国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされています。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区は、当該区市町村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めます。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。こ

の場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにします。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求めます（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、自衛隊東京地方協力本部長または区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡します。
 - (2) 区は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動および治安出動により出動した部隊とも、区対策本部および現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図ります。
- ※内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）および都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）
- (3) 区は、住民の避難が必要となる場合において、区内において自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、派遣された自衛官を通じて自衛隊と、また関係機関（都、警察等）と十分に協議します。
 - (4) 区は、都心へ防衛力が集中的に投入される等区内の自衛隊駐屯地から他の区域に自衛隊が出動するときに住民の避難も必要となった場合は、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、派遣された自衛官を通じて自衛隊と、また関係機関（都、警察等）と十分に協議します。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

- ① 区長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求めます。
- ② 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求めます。

(2) 都への応援の要求

区長は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求めます。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにします。

(3) 事務の一部の委託

- ① 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行います。

- ・委託事務の範囲ならびに委託事務の管理および執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出ます。
- また、事務の委託または委託に係る事務の変更もしくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに区議会に報告します。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行います。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めます。
- (2) 区は、上記の要請を行うときは、都を経由して行います。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行います。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣についてあっせんを求める。

6 区の行う応援等

- (1) 他の区市町村に対して行う応援等
- ① 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。
- ② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を区議会に報告し、公示を行い、都に届け出ます。
- (2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等
- 区は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

7 区民防災組織等に対する支援等

(1) 区民防災組織等に対する支援

区は、区民防災組織による警報の内容の伝達、区民防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、

活動に対する資材の提供等により、区民防災組織に対する必要な支援を行います。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断します。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入れ体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図ります。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携して必要な物資を把握し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図ります。

8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、つぎに掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請します。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮します。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続

1 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応するための総合的な窓口を開設します。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応します。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】再掲 ※表中の「法」は国民保護法を示す。

法令等		担当部課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項に定める都知事の権限が区長に委任された場合)	生活必需品・避難施設関連 医療救護関連
	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項に定める都知事の権限が区長に委任された場合)	生活必需品・避難施設関連 医療救護関連
	土地等の使用に関すること。 (法第82条に定める都知事の権限が区長に委任された場合)	生活必需品・避難施設関連 医療救護関連
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)	生活必需品・避難施設関連 医療救護関連
	危機管理室 危機管理課	危機管理室 危機管理課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	危機管理室 危機管理課
不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)		主管課 (総務部文書法務課)
訴訟に関すること。 (法第6条、175条)		総務部 文書法務課

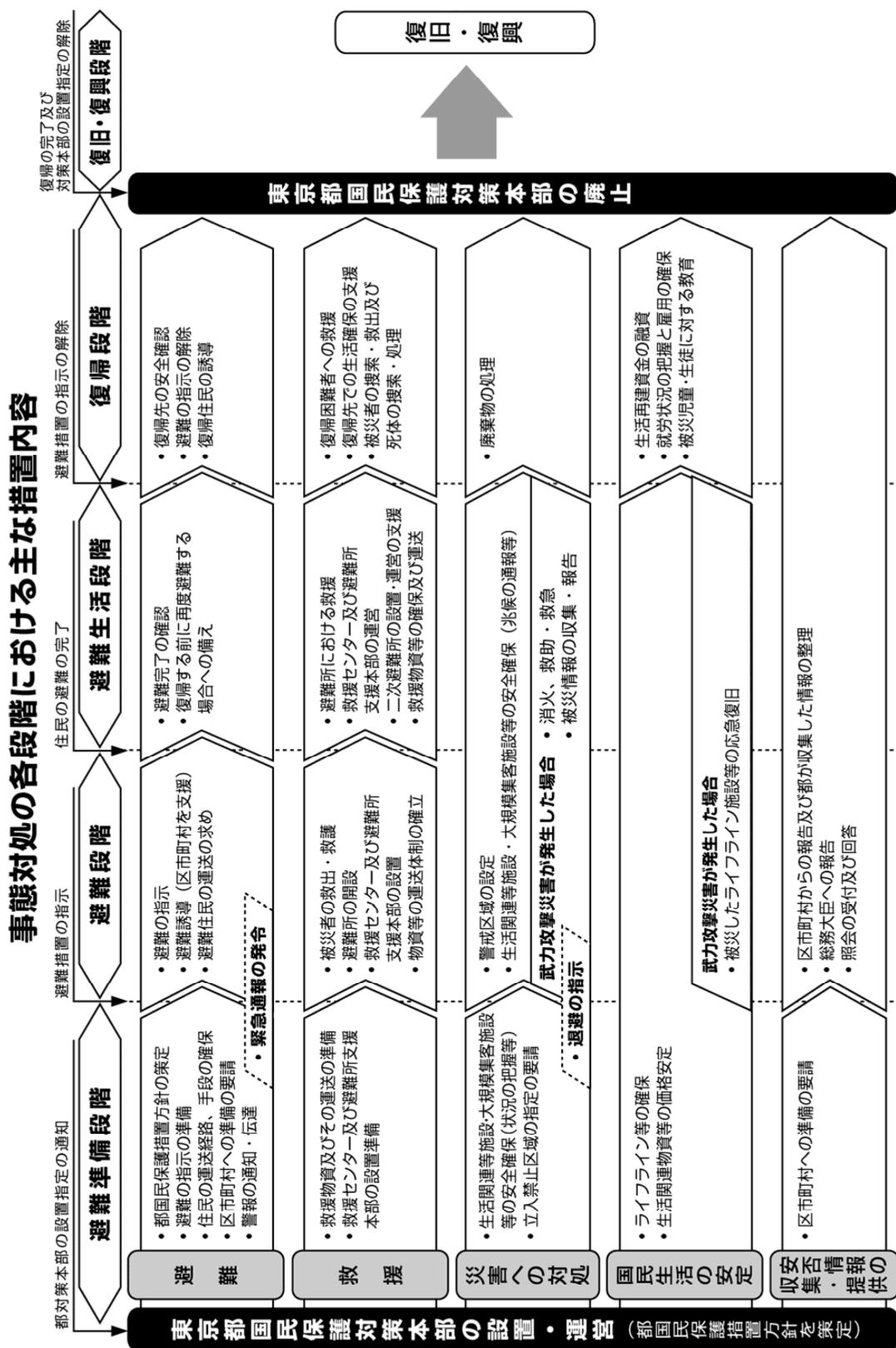
2 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、区文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存します。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行います。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合および国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には保存期間を延長します。

第5章 警報および避難の指示等

〈事態対処の各段階における主な措置内容〉都国民保護計画より抜粋



第1 警報の伝達

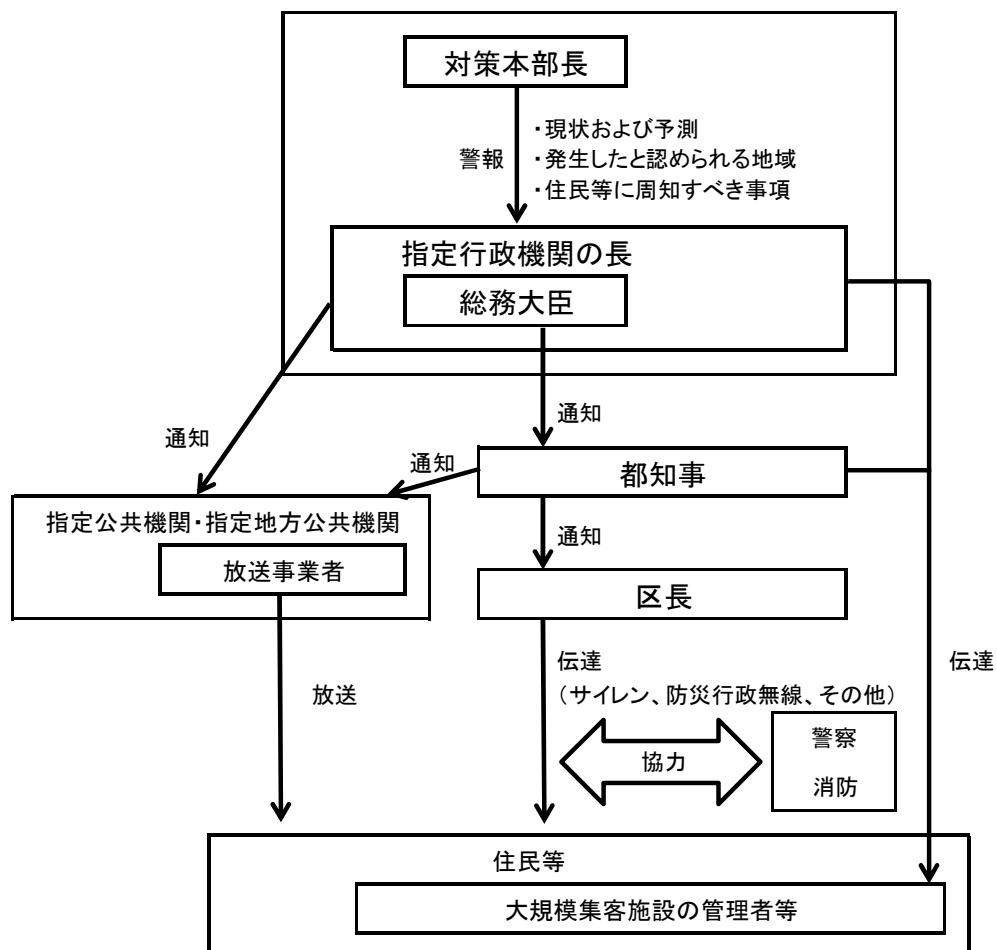
区は、武力攻撃事態等において、警報の内容の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 警報の内容の伝達

(1) 警報の内容の伝達

- ① 区は、都から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民および関係のある国公私の団体（町会・自治会、病院、学校など）に警報の内容を伝達します。
- ② 区は、都と協力して、区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達します。
- ③ 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)に警報の内容を掲載します。

『警報の伝達・通知の概要』



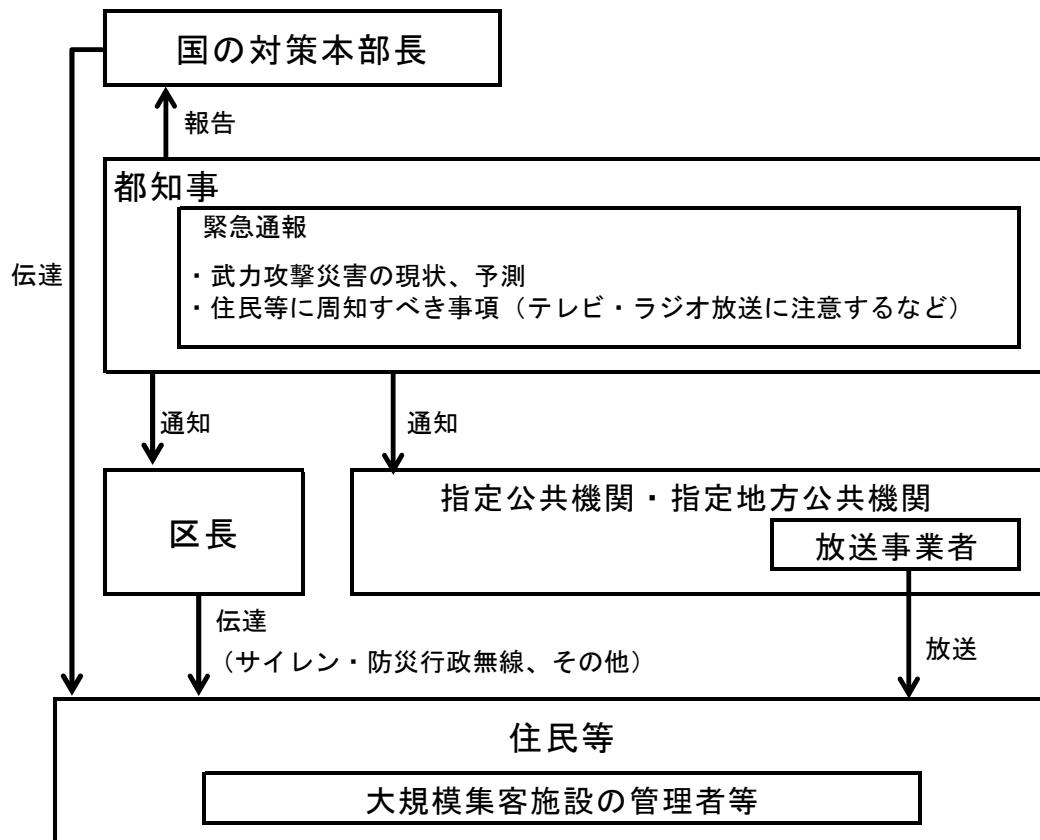
2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行います。
- ① 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合
- この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。
- ② 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合
- ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図ります。
- イ なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図ります。
- また、警報の伝達に当たっては、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に加え、ケーブルテレビ・ジェイコム東京のデータ放送、ねりま情報メール、緊急速報メール、区内の学校や児童施設等へのメール送信システム、および安全・安心パトロールカー等の車両の使用など、様々な広報媒体を活用します。
- (2) 区は、警報の内容の伝達に当たり消防の協力が得られるよう、その消火活動および救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図ります。なお、この場合、区内の消防団は、東京消防庁（消防総監または消防署長）の所轄の下に行動します。
- また、区は、交番、駐在所、パトカー等の警察官による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察と緊密な連携を図ります。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。
- (4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行います。ただし、原則として、サイレンは使用しません。

3 緊急通報の伝達および通知

国の警報発令を待たずに、都知事が発令する緊急通報の、住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とします。

『緊急通報の発令の概要』



- (1) 都知事が緊急通報の発令を行う要件（都国民保護計画より抜粋）
- ・ 都知事は、武力攻撃等災害が発生、またはまさに発生しようとしており、武力攻撃災害による住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。
 - ・ 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模なテロ等が発生した場合は、災害の状況に応じて、迅速に緊急通報の発令を行う。
 - ・ 緊急通報の発令は、武力攻撃災害の兆候の通知や警視庁、東京消防庁等からの情報等に基づき、正確性や事態の緊急性を十分に勘案した上で行う。併せて、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

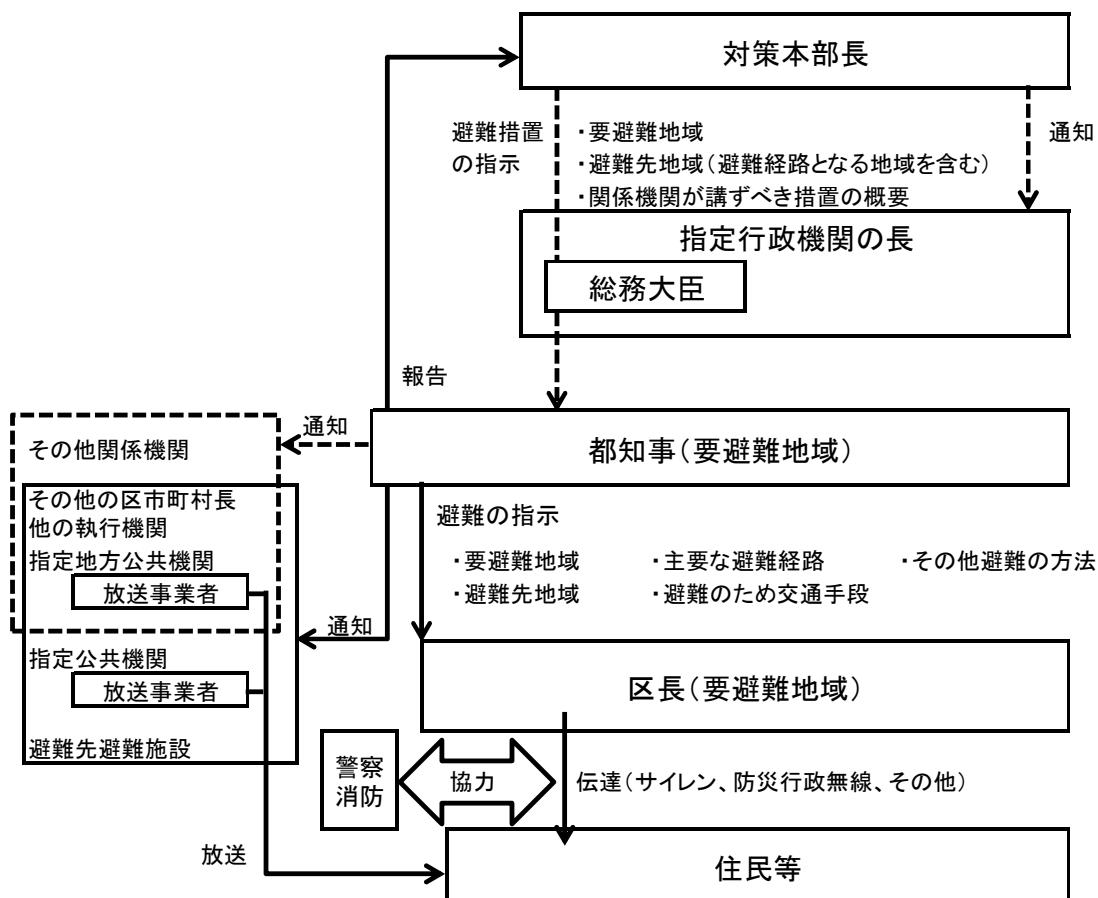
第2 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなります。区が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達および避難住民の誘導について、以下のとおり定めます。

1 避難の指示の伝達

- (1) 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導態勢等の状況について、迅速に都に報告します。
- (2) 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達します。

《避難の指示の概要》



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

- ① 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難

実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定します。

その際、避難実施要領の通知・伝達が、避難の指示後速やかに住民等に対して行えるようその迅速な作成に留意します。

- ② 避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正します。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項および都国民保護計画に基づき、つぎに掲げる項目を避難実施要領において定めます。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きとすることや、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応します。

- ① 要避難地域および避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所または避難所（以下「一時集合場所等」という。）
- ④ 集合方法
- ⑤ 集合時間
- ⑥ 集合に当たっての留意事項
- ⑦ 避難の手段および避難の経路
- ⑧ 区職員の配置等
- ⑨ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑩ 要避難地域における残留者の確認
- ⑪ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑫ 避難住民の携行品、服装
- ⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際ににおける考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮します。

- ① 避難の指示の内容の確認
(避難の時期、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に避難行動が行われる状況を勘案)
- ③ 避難住民の概数把握

- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域の職員割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

区長は、自衛隊等の行動と区の国民保護措置の実施について、道路等の利用に競合が生じてしまう場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡します。

この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）および国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめます。

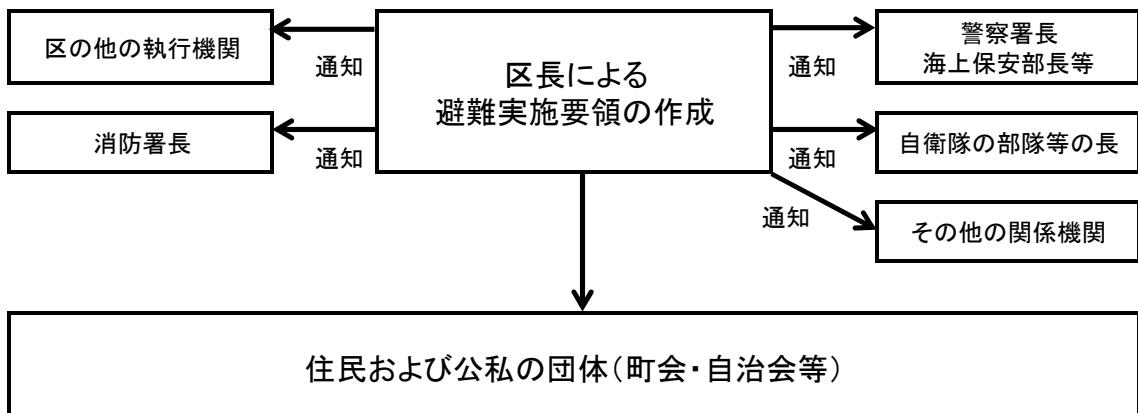
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民および関係のある公私の団体に伝達します。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努めます。

また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長および自衛隊東京地方協力本部長ならびにその他の関係機関に通知します。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供します。

『避難実施要領の通知の概要』



3 避難住民の誘導

(1) 区による避難住民の誘導

① 区は、避難実施要領で定めるところにより、消防署および消防団と協力して避難住民を避難先地域まで誘導します。

その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行います。ただし、緊急の場合には、この限りではありません。

また、区は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図ります。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させます。

② なお、夜間は、人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じます。

(2) 東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消防活動および救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施します。

なお、区内の消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動するものとします。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官または自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請します。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の

変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

(4) 区民防災組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たって必要と判断する場合は、区民防災組織等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請します。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図ります。

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供します。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供します。

(6) 要介護者等の要配慮者への配慮

区は、寝たきりの高齢者、障害者などの要配慮者の避難を万全に行うため、民生・児童委員、介護・障害福祉サービス事業者、区民防災組織、近隣住民による協力体制や消防、警察との連携体制の下に、要配慮者の一時集合場所等へ誘導します。

また、国民保護対策福祉部は都福祉保健局等との連携に留意します。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる区職員は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行います。

(8) 一時集合場所等の運営

区は、区域内に所在する一時集合場所等の拠点を運営します。

(9) 一時集合場所等における安全確保等

区は、警察が行う被災地、一時集合場所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに警察と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努めます。

区は、その管理する一時集合場所等において、都が定める安全基準に基づき、施設および施設内の設備等を適切に保全するものとします。

(10) 動物の保護等に関する配慮

ペットの飼い主はペットを放置しないなど適切に管理する責任があります。区は、ペットの飼い主にペットとの「同行避難」を呼びかけます。避難所において、ペットの居場所の確保に努めるとともに、動物の逸走対策を進めます。

※「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室および農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月9日東京都条例第4号）

(11) 通行禁止措置の周知

区は、道路の破損等により交通が危険であると認められる場合に、道路管理者として通行禁止の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努めます。

(12) 都に対する要請等

- ① 区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行います。
その際は、東京DMA T等の応急医療体制との連携を図ります。
- ② また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請します。
- ③ 区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じます。
- ④ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など、区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難先県による避難誘導の補助の実施について、避難先県と調整を行うよう要請します。

(13) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求めます。

区長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知します。

※正当な理由とは、資機材の故障により運送ができない場合、安全でない状況が客観的に明らかな場合が該当します。

(14) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じます。

4 想定される避難の形態と区による誘導

発生した事態類型に応じて想定される避難の形態ごとに、避難誘導のフローと避難上の留意事項を示します。

«避難の形態を考慮するための事態類型の場合分け»

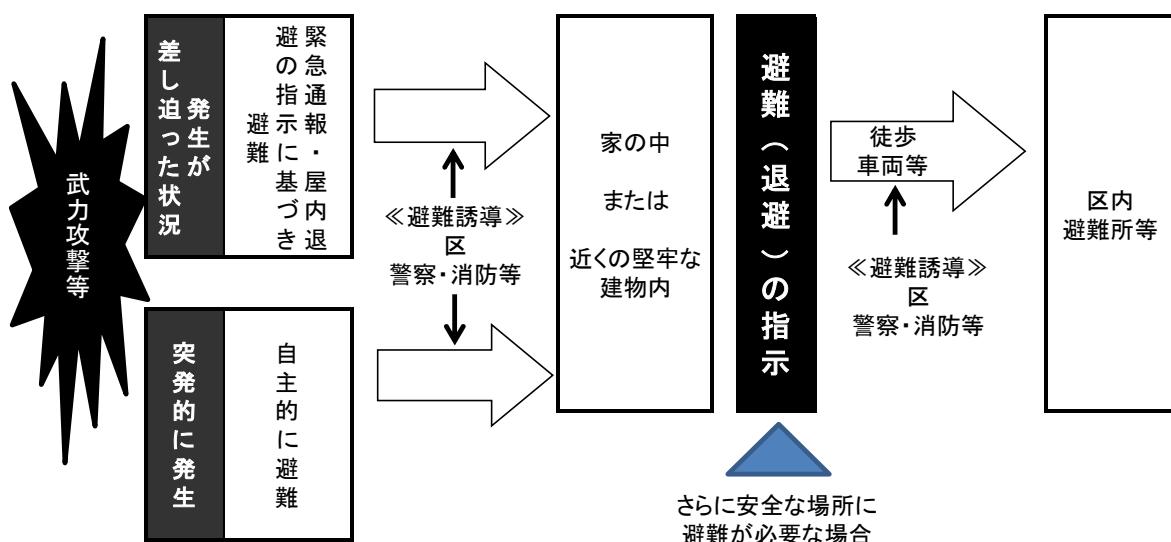
	避難準備時間	影響範囲	発生場所	事態類型	
(1)	突発的	局地的な事態	屋外	武力攻撃事態	<input type="radio"/> ゲリラ・特殊部隊による攻撃 <input type="radio"/> 弾道ミサイル攻撃（通常・B C弾頭） <input type="radio"/> 航空攻撃（通常爆弾等）
				緊急対処事態	<input type="radio"/> 大規模テロ
(2)		大規模集客施設等内		武力攻撃事態	<input type="radio"/> ゲリラ・特殊部隊による攻撃
				緊急対処事態	<input type="radio"/> 大規模テロ
(3)		広範囲な事態		武力攻撃事態	<input type="radio"/> 弹道ミサイル攻撃（核弾頭） <input type="radio"/> 航空攻撃（核爆弾）
(4)	時間的余裕がある	局地的な事態		武力攻撃事態	<input type="radio"/> ゲリラ・特殊部隊による攻撃
(5)		広範囲な事態		武力攻撃事態	<input type="radio"/> 着上陸侵攻

(1) 突発的かつ局地的な事態が屋外で発生

該当する事態類型	【武力攻撃事態】	<input type="checkbox"/> ゲリラ・特殊部隊による攻撃 <input type="checkbox"/> 弹道ミサイル攻撃（通常・B C弾頭） <input type="checkbox"/> 航空攻撃（通常爆弾等）
	【緊急対処事態】	<input type="checkbox"/> 大規模テロ

当初の屋内退避の指示等により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導します。

避難誘導のフロー



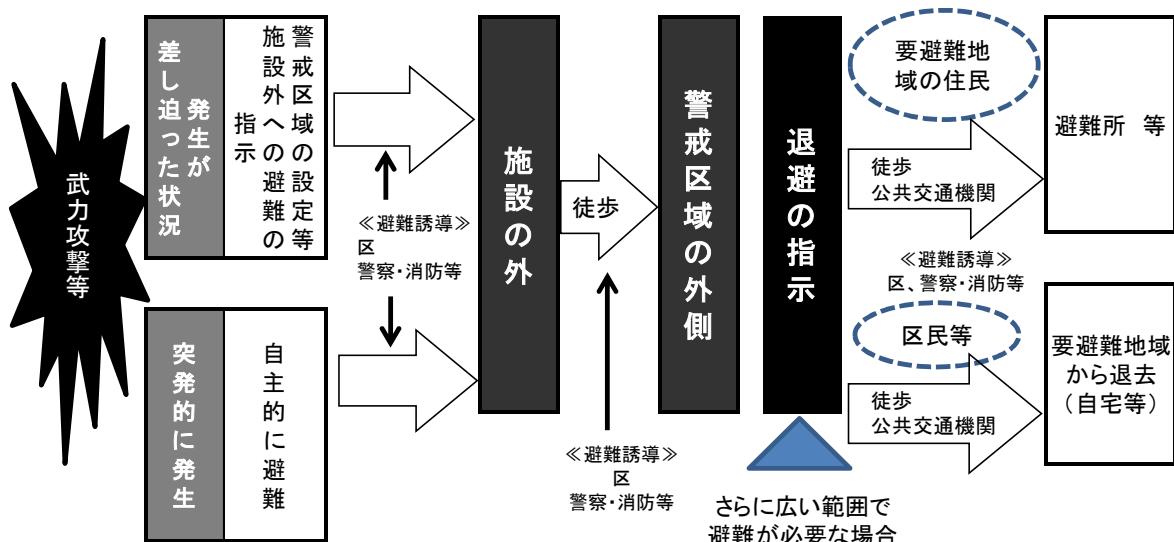
事態類型	避難上の留意点
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<input type="checkbox"/> 攻撃当初は屋内に一時退避させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要 <input type="checkbox"/> 状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠
弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭）	<input type="checkbox"/> 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示 <input type="checkbox"/> 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要 <input type="checkbox"/> 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への退避を指示
航空攻撃	<input type="checkbox"/> 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて他の安全な地域への避難を指示
大規模テロ	「第5編大規模テロ等」を参照

(2) 突発的かつ局地的な事態が大規模集客施設等内で発生

該当する事態類型	【武力攻撃事態】	○ ゲリラ・特殊部隊による攻撃
	【緊急対処事態】	○ 大規模テロ

当初の退避の指示等により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導します。

避難誘導のフロー



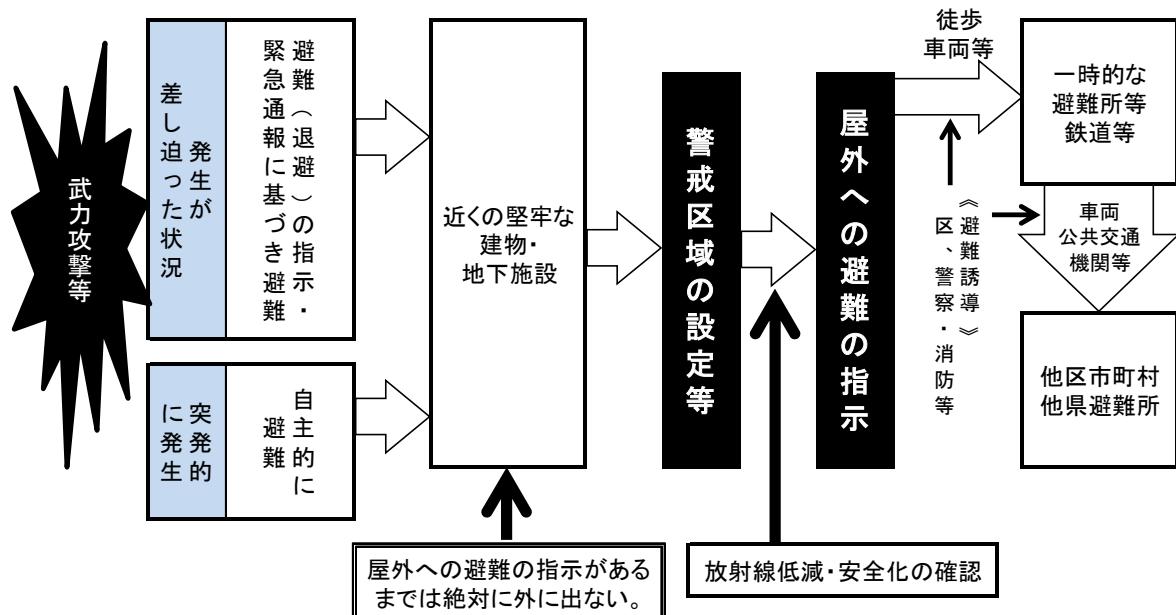
事態類型	避難上の留意点
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃当初は屋内に一時退避させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要 ○ 状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠
大規模テロ	「第5編大規模テロ等」を参照

(3) 突発的かつ広範囲な事態が発生

該当する事態類型	【武力攻撃事態】	<input type="radio"/> 弾道ミサイル攻撃（核弾頭） <input type="radio"/> 航空攻撃（核爆弾）
----------	----------	--

区が要避難地域となった場合は、屋内に退避した住民等を、避難の指示等に基づき、一時的な避難場所等を経て、他区市町村の避難所等まで誘導します。

避難誘導のフロー



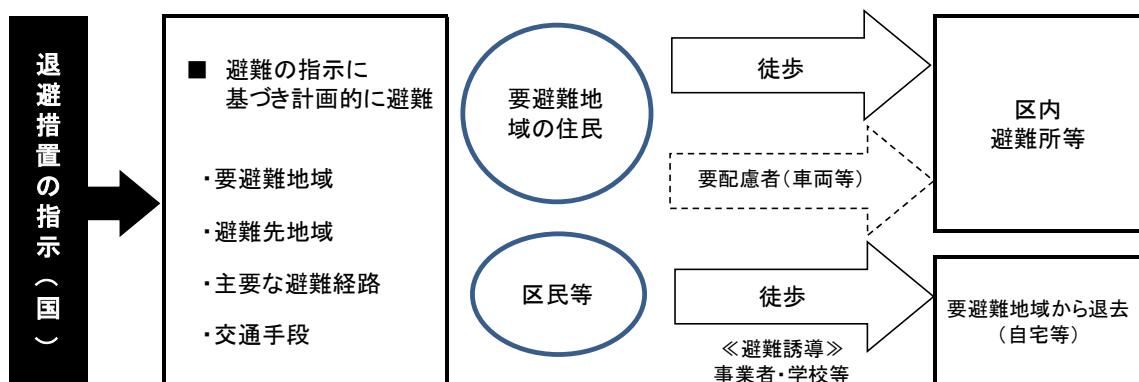
事態類型	避難上の留意点
弾道ミサイル攻撃 (核弾頭)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難 ○ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難
航空攻撃 (核爆弾)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示（風下をさけ極力風上方向）

(4) 時間的余裕がありかつ局地的な事態が発生

該当する事態類型	【武力攻撃事態】	<input type="radio"/> ゲリラ・特殊部隊による攻撃
----------	----------	-------------------------------------

区の一部が要避難地域となった場合は、避難住民を区内の避難所等まで誘導します。

避難誘導のフロー



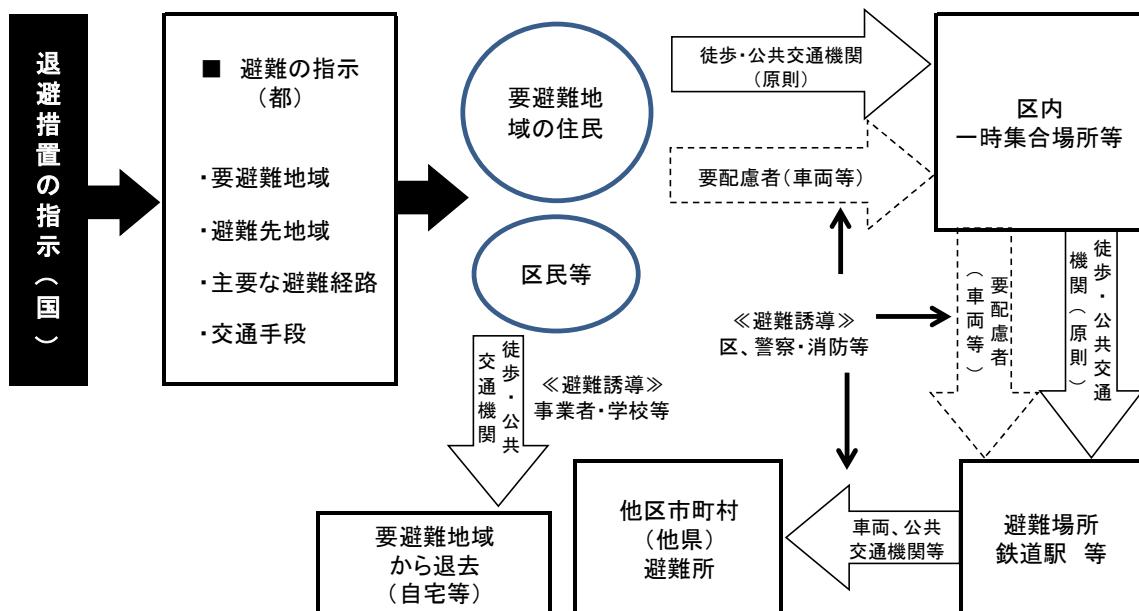
事態類型	避難上の留意点
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<input type="radio"/> 警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(5) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態が発生

該当する事態類型	<input checked="" type="checkbox"/> 武力攻撃事態	<input type="radio"/> 着上陸侵攻
----------	--	-----------------------------

区が、避難地域となった場合は、避難住民を一時集合場所または避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導します。

避難誘導のフロー



事態類型	避難上の留意点
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要 ○ 住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、都と連携し、必要に応じて交通規制等を実施 ○ 都の区域を越える避難の場合は、国の対策本部長は、関係知事から意見を聴き、國の方針として避難先地域等に対して避難措置を指示

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都および関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行います。

(2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行います。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国および他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請します。

(2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請します。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行います。

3 救援の程度および方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度および方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度および基準」という。）および都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。

区長は、「救援の程度および基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設します。

避難所は、防災行政無線、備蓄物資、区の事務用パソコンその他OA機器などが常備されている区の施設（小中学校）を優先的に避難所として活用します。また、開設にあたっては、女性や要配慮者への視点に配慮した避難所運営に努めます。

（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設します。）

イ 避難所・二次避難所の管理

区は、区の施設を避難所とする場合は、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設および施設内の設備等を適切に保全します。

（都の施設を避難所とする場合は「都」、都が指定する民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行います。）

ウ 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置します。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、つぎのような業務を行います。

- ・ 避難住民に対する食料等の配給
- ・ 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・ 避難住民の生活状況の把握
- ・ 区に対する物資・資材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部^(※1)）への報告

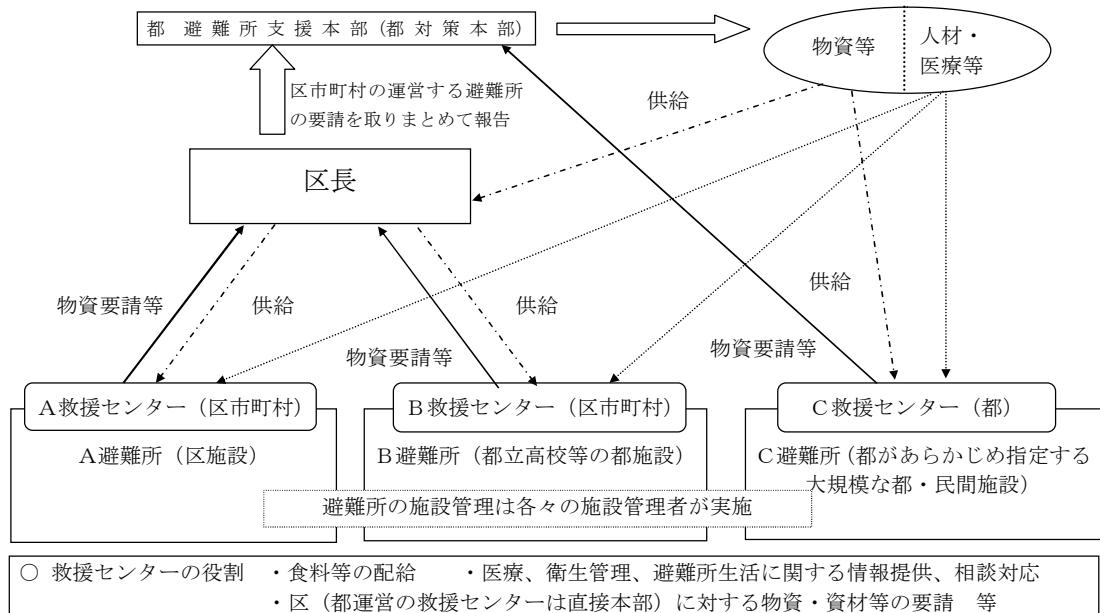
区は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部^(※2)が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請します。

※1 都は、複数の区市町村に大勢の住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしています。

※2 都の避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、つぎのような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしています。

- ・ 救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・ 応急医療の提供
- ・ 学用品の供給
- ・ 避難所における保健衛生の確保 等

『避難所支援本部・救援センターの全体構成』



② 応急仮設住宅等の入居者管理等

区は、避難先における避難が長期に及ぶ見通しとなった場合、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定および入居者管理を行います。

(2) 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与

① 食品および生活必需品等の給与等

食品および生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都および区における備蓄物資を活用します。また、緊急時においては、区における備蓄物資（都の事前配置分を含む。）または調達品をもって充てます。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、区は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施します。

(3) 医療の提供

① 医療に関する情報提供

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供します。

② 被災者への医療の提供

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供します。

区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関しつきの支援を

求めます。

- ・ 医薬品、医療資材の補充
- ・ 都医療救護班の派遣
- ・ 都医師会等に対する派遣要請
- ・ その他広域的な応援要請

(3) 患者の搬送

区は都と協力し、医療救護所から災害拠点病院等へ患者を搬送します。なお、医療施設への搬送は、状況に応じてつぎにより行うものとします。

- ・ 東京消防庁に対する搬送要請
- ・ 区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・ 都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

(4) 被災者の搜索および救出

区は、消防、警察が中心となって行う被災者の搜索、救出に必要な協力を行います。

(5) 行方不明者の搜索および遺体の取扱い

区は、警察、消防が中心となって行う行方不明者の搜索に必要な協力を行います。

区は、警察等関係機関と連携して、遺体安置所の開設、遺体の搬送、収容および処理等を行います。

区は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存および検案等の措置）等について、都、警察等と必要な調整を行います。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、指定公共機関である電気通信事業者の協力を得て、都が手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理します。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行います。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告します。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付します。

(9) 埋葬および火葬

区は、身元不明の遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行います。

区は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請

します。

(10) 住居またはその周辺の土石等の除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居またはその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力しこれらを除去します。

※都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施します。

第7章 被災情報の収集および報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集および報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定めます。

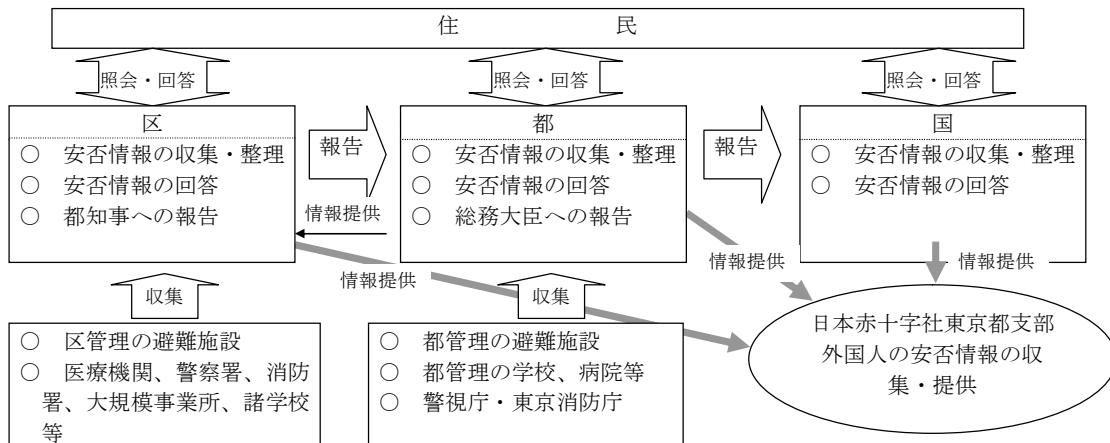
- 1 区は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所、地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的・物的被害の状況等の被災情報について収集します。
- 2 区は、情報収集に当たっては警察、消防との連絡を密にします。
- 3 区は、収集した被災情報の第1報を、都に対し東京都災害情報システム（D I S）、電子メール、F A X等により直ちに報告します。
災害の状況により都に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告します。
- 4 区は、第1報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について所定の報告様式に従い、電子メール、F A X等により都が指定する時間に都に対し報告します。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告します。

【被災情報の報告様式】様式は資料集を参照

第8章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集および提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定めます。（総務省安否情報省令に基づく様式等は資料集を参照）

安否情報の収集、整理および提供の流れは、下記のとおりです。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号および第2号により収集します。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集します。

《収集の役割分担》

- ・区…区管理の避難施設、区の施設（学校等）

区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等

- ・都…都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）

警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関ならびに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意します。

(3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておきます。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付します。

ただし、事態が急迫している場合など、これらのことによることができない場合は、口頭や電話などの報告を行います。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知します。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付けます。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付けます。

(2) 照会者の本人確認

- ① 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）の提出または提示を求めます。
- ② 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出、または提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行います。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否情報省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行います。

(3) 安否情報の回答

- ① 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有および整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的に

よるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答します。

② 区は、照会に係る者の同意があるとき、または公益上必要があると認めるときは、照会が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答します。

③ 区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

(4) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底します。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。

第9章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、その対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定めます。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じます。

(2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 都知事への通知

区長は、火災・建造物の倒壊・動物の大量死など武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知します。

第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う必要があることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合、住民に対し退避の指示を行います。また、必要により現地連絡調整所を設けて（または、関係機関により既に設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

【退避の指示（例）】

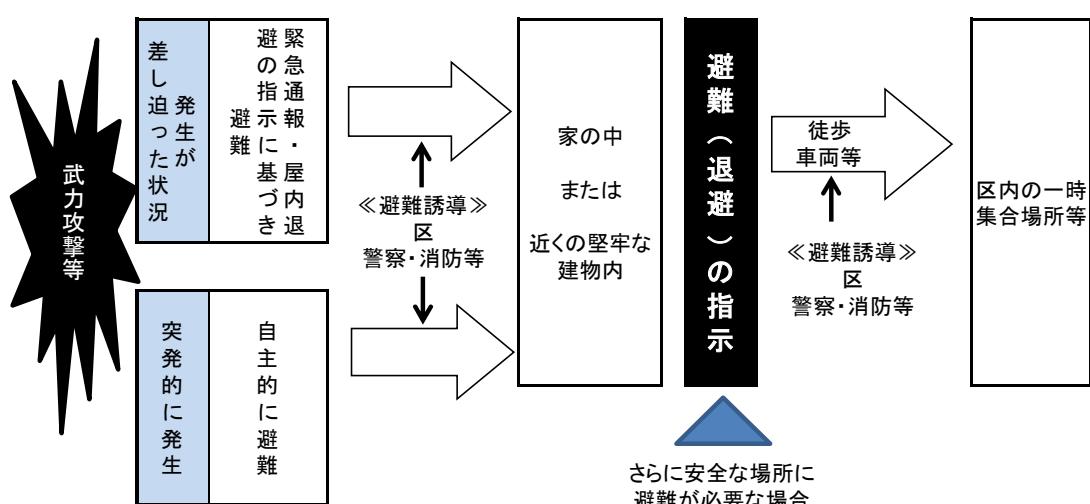
① 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示します。「屋内への退避」は、つぎのような場合に行います。

ア N B C 攻撃と判断される場合において、移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊の行動の実態等についての情報が乏しい場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が危険性が少ないと考えられるとき

《屋内退避のイメージ》



[屋内退避の指示（一例）]

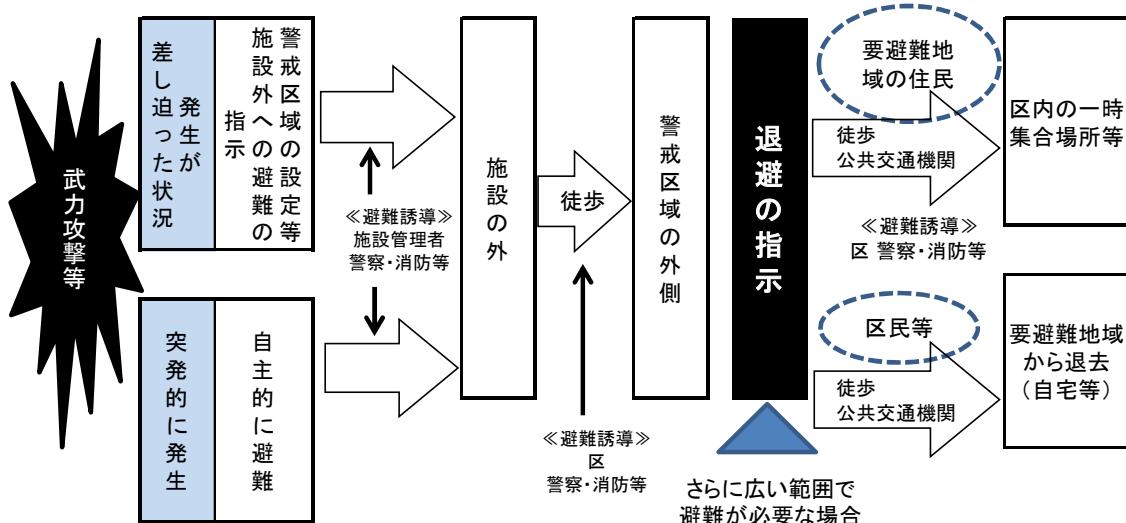
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避してください。

② 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示します。「屋外への退避の指示」は、つぎのような場合などに行うものとします。

- 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、N B C攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内において汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

《屋外退避のイメージ》



[屋外退避の指示（一例）]

〇〇にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて施設外に退避し、その後の避難誘導の指示に従ってください。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- 区長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、ホームページ、S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、なりま情報メール、緊急速報メール、区内の学校や児童施設等へのメール送信システム、安全・安心パトロールカー等の車両の使用等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡します。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行います。

退避の必要が無くなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行

います。

- ② 区長は、都知事、警察官または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行います。

(3) 安全の確保等

- ① 区は、退避の指示を住民に伝達する区の職員が、二次災害にあうことのないよう、国および都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。
- ② 区の職員が、退避の指示に係る地域において活動する際には、区は、必要に応じて警察、消防および自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行います。
- ③ 区長は、退避の指示を行う区の職員について、必ず特殊標章等を交付し、着用させます。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定します。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。

N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知識や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。

- ② 区は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、車両等を活用し、住民に広報・周知します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域か

らの退去を命じます。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講じます。また、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保します。
- ④ 区長は、都知事、警察官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行います。

(3) 安全の確保

区は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。

3 応急公用負担等

(1) 区の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物貯蔵施設等の武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者、管理者に対し、災害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の保安、除去その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害が発生し、または発生しようとしている場合において、当該災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、つぎに掲げる措置を講じます。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 関係機関との連携の確保

(1) 区が行う措置

区は、消防による武力攻撃災害への対処措置が円滑に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

区は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行います。

(2) 東京消防庁の活動（参考）

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体および財産を守るため、つぎのとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、都国民保護計画において定めています。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行います。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行います。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動します。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行します。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行います。
- ・ 東京消防庁は、消防職員および消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行います。

また、消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動します。消防団は、施設・装備・資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動します。

(3) 医療機関との連携

区は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設や、危険物質等の取扱いがあるなどの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、区の対処に関する事項について、以下のとおり定めます。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進します。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、鉄道やガスホルダーなど区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行います。

この場合において、区は、必要に応じ警察、消防等、その他の行政機関に対し、支援を求めます。

(3) 生活関連等施設以外の区が管理する施設

生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じます。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、「危険物質等（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物および劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。（以下同様とする。）」に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、その取扱者に対し、下記に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。

また、区の区域においては、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る下記②および③の措置については、消防総監の命令により東京消防庁が行います。なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行います。

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限
 - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止又は制限
 - ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄
- ※消防法第2条第7項の危険物に係る①の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施します。

(2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、区長は、(1)に掲げる①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

区は、N B C攻撃による災害への対処およびN B C攻撃により汚染が生じた場合の対処については、国の基本的な方針に基づき必要な措置を講じます。そこで、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 応急措置の実施

区長は、N B C攻撃が行われた場合、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、または警戒区域を設定します。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警察、消防等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行います。

2 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

3 関係機関との連携

区長は、N B C攻撃が行われた場合、警察、消防、自衛隊、医療関係機関等と被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（既に他の機関により設置されている場合は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。

4 汚染原因に応じた対応

区は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および都との連携の下、それぞれつきの点に留意して措置を講じます。

(1) 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告します。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

区は、都と連携して、避難住民等（運送に使用する車両およびそ

の乗務員を含む。) のスクリーニングおよび除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を行います。

(2) 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動に協力します。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行います。

区は、生物剤を用いた攻撃の特殊性(注)に留意し、関係部署間で緊密な連携を図り、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源および汚染地域への作業に協力します。

(注)【生物剤を用いた攻撃の特殊性】天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性があります。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要です。

(3) 化学剤による攻撃の場合

区は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染等に資する情報収集などの活動に協力します。

5 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、つぎの表に掲げる権限を行使します。

国民保護法第108条第1項各号	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限　・移動の禁止　・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限または禁止　・給水の制限または禁止
第3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止　・封鎖
第6号	場所	・交通の制限　・交通の遮断

区長は表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、

当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、つぎの表に掲げる事項を通知します。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知します。

表中の第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、現場の適切な場所につぎの表に掲げる事項を掲示します。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行います。

国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水または遺体（上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

区は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 保健衛生の確保

区は、避難所等における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、つぎに掲げる措置を実施します。

(1) 保健衛生対策

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師を避難所等に派遣します。また、必要に応じ、都へ支援を要請します。

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行います。

(2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断および消毒等の措置を実施します。

(3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施します。

(4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等を防止するため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置および飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施します。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談および指導を都と協力し実施します。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、必要に応じ、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせます。

② 区は、①により廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行わ

れたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 区は、区地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。
- ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、特別区内において支援を要請します。さらに不足すると予想される場合には、都に対して他自治体との応援等にかかる要請を行います。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においても、生活基盤等を確保する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定めます。

1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買い占めおよび売り惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力します。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災した児童生徒に対する就学援助等を行います。また、避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、学校施設等の応急復旧等の適切な措置を講じます。

(2) 区税の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律および条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請および請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期ならびに区税（延滞金を含む）の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

3 生活基盤等の確保

区は、公共的施設の管理者として、道路等を適切に管理します。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとしています。応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設および設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設および設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、他の機器への切替え等を行うとともに、速やかな復旧措置を講じます。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡します。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

2 公共的施設の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

第2章 武力攻撃災害からの復旧

区は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、その復旧を迅速に行うこととしています。復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定めます。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備され、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、国は本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされているため、区は、国が示す方針に従い、都と連携して復旧を実施します。

(2) 区が管理する施設および設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設および設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況を勘案し迅速な復旧を行います。また、必要に応じて、都と連携した当面の復旧方針を定めます。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされています。国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとなっているため、区は、国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要した費用については、その支出額を証明する書類等を保管します。

2 損失補償および損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失は、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行います。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受け協力をした者が、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行います。

3 総合調整および指示に係る損失の補てん

区は、都の対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導もしくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行います。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行います。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「通常時における危機情報の監視」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載します。

■ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものといいます。

■ 想定される事態類型

事態類型	事例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性物質貯蔵施設等の爆破
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

■ 区緊急対処事態対策本部（以下、本編において、「区対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定がなされる前で、区に対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全等を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定および区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行います。

第1章 初動対応力の強化

- テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、その他の大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）およびライフライン施設等の初動対応力の強化を図ります。
- 平素およびテロ等の発生時、区、区が管理する施設、大規模集客施設およびライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、警察・消防・自衛隊等関係機関等が連携協力して対処する体制を構築します。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図ります。

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処するため、区に所在する大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握および情報交換等を行います。

(2) 医療機関等との連携

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区内の医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワークおよび協力関係の構築に努めます。

(3) 施設管理者の危機管理対応力の強化

区は、防災の仕組みを活用し、関係機関等と協力して施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行います。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視します。

2 対処マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

区は、都が作成する各種対処マニュアルおよび当該区の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備します。

(2) 施設管理者の対処マニュアルの整備促進

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して、当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請します。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関および施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備します。

(2) 現地連絡調整所の設置等に関する協議

区は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的とする「現地連絡調整所」の設置について、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と協議します。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努めます。

5 装備・資材の備蓄

N B C テロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等については、国がその整備や整備の促進に努めることとされています。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、区はこれらの整備状況について把握します。

6 訓練等の実施

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練およびN B Cに関する研修等を行います。

7 住民等への啓発

区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民や在勤者への周知を図ります。

第2章 通常時における情報収集

区は、常に火災・建造物の倒壊・動物の大量死などテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行います。

1 危機情報等の把握・活用

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努めます。

区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用します。

2 危機情報等の共有

区は、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有します。

3 警戒対応

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請します。

区は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備します。

第3章 発生時の対処

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組みます。

国による事態認定や区対策本部の設置指定が行われていない段階では、区災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行います。

1 区対策本部の設置指定後

区は、政府による緊急対処事態の認定および区対策本部の設置指定が行われている場合、区対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行います。

区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて区緊急対処事態現地対策本部等を設置します。

2 区対策本部の設置指定前

区は、災害対策の仕組みを活用して情報収集態勢を確立し、都および警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握します。

区は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都および警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報します。

区は、迅速的確に対処するため、危機管理対策本部または区災害対策本部を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定および区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行います。

3 区災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集します。

(2) 現地連絡調整所の設置等

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（既に他の機関が現地連絡調整所等を設置している場合は職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行います。

《区が設置する場合の参加を要請する機関の例》

- ・ 区を管轄する警察・消防・自衛隊、最寄りの保健所・医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 被災者の救援

区は、都および必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行います。

② 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求めます。

③ 避難の指示・誘導

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、または都知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて当該区に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行います。

区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、町会・自治会、学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行います。

④ 警戒区域の設定・周知

区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、または都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、警戒区域を設定します。

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて当該区に所在する大規模集客施設・医療機関等を含みます。）に対して警戒区域の周知を図ります。

⑤ 警戒対応の継続・強化

区は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促します。

4 区対策本部への移行

政府による事態認定および区対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに区国民保護対策本部に準じて区緊急対処事態対策本部体制に移行し、区災害対策本部等を廃止します。

《緊急対処事態における警報》

区長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に關係する機関等に対し警報を通知・伝達します。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行います。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特につぎの事項に留意して対処します。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発および火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがあります。

(2) 平素の備え

① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

区は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備します。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査および継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請します。

(3) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促します。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

(2) 平素の備え

① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

区は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備します。

② テロ等の危機に関する事業者連絡会

区は、都、警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊第一師団、第三管区海上保安部、民間事業者の業界団体、都関連施設等から成る「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」を通じて、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備えた危機管理の強化や危機管理情報の共有等を図ります。

③ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、都や消防・警察等の関係機関と連携し、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査および継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請します。

④ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努めます。

(3) 対処上の留意事項

① 区は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対してつぎの措置を要請します。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

② 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言を行います。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではありますが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがあります。

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）があります。住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがあります。

(2) 平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線など様々な情報伝達手段を整備します。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、区は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理します。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、警戒区域外において住民等の安全確保およびパニック防止のための措置を講じます。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離れるとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示します。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供します。

③ 医療活動

区は、東京消防庁の安全管理下において東京DMATが実施する、除染済みの傷病者に対する医療活動に協力します。

④ 汚染への対処

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行います。

この際、措置にあたる要員等に防護服等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行います。

また、避難住民等（運送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を行います。

区は、都および自衛隊等関係機関が実施する除染および汚水の処理等に協力します。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

（1）攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがあります。

（2）平素の備え

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、区は、隣接する区市との間で情報を共有するための連絡体制を整備します。

（3）対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都が自衛隊等関係機関と連携して実施する調査監視に協力します。

② 医療活動

区は、東京消防庁の安全管理下において東京DMATが実施する、除染済みの傷病者に対する医療活動に協力します。

③ 感染への対処

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染の

おそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等への感染の危険のない区域への避難誘導を適切に行います。

区は、感染症の被害拡大防止のため、都および医療機関等が連携して実施するつぎの措置に協力します。

- ・ 感染者またはその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生しますが、当初は、原因物質の特定が困難です。

(2) 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線など様々な情報伝達手段を整備します。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努めます。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離れるとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内または汚染のおそれのない区域に避難するよう指示します。

③ 医療活動

区は、東京消防庁の安全管理下において東京D.M.A.Tが実施する、除染済みの傷病者に対する医療活動に協力します。

④ 汚染への対処

区は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行います。

区は、都および自衛隊等関係機関が実施する除染および汚水の処理等に協力します。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模およびその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがあります。

(2) 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線など様々な情報伝達手段を整備します。

(3) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対してつぎの措置を要請します。

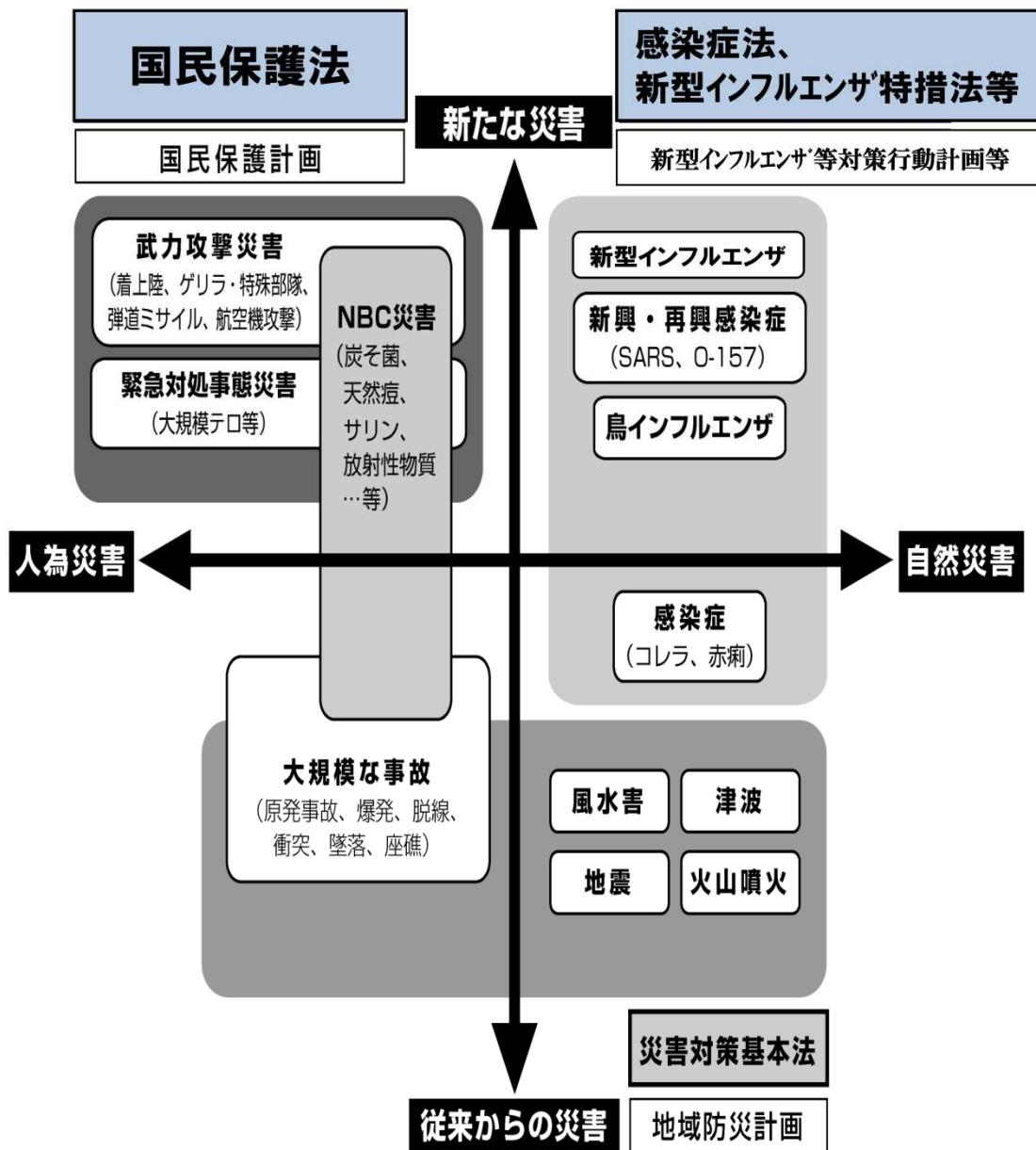
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

資料集

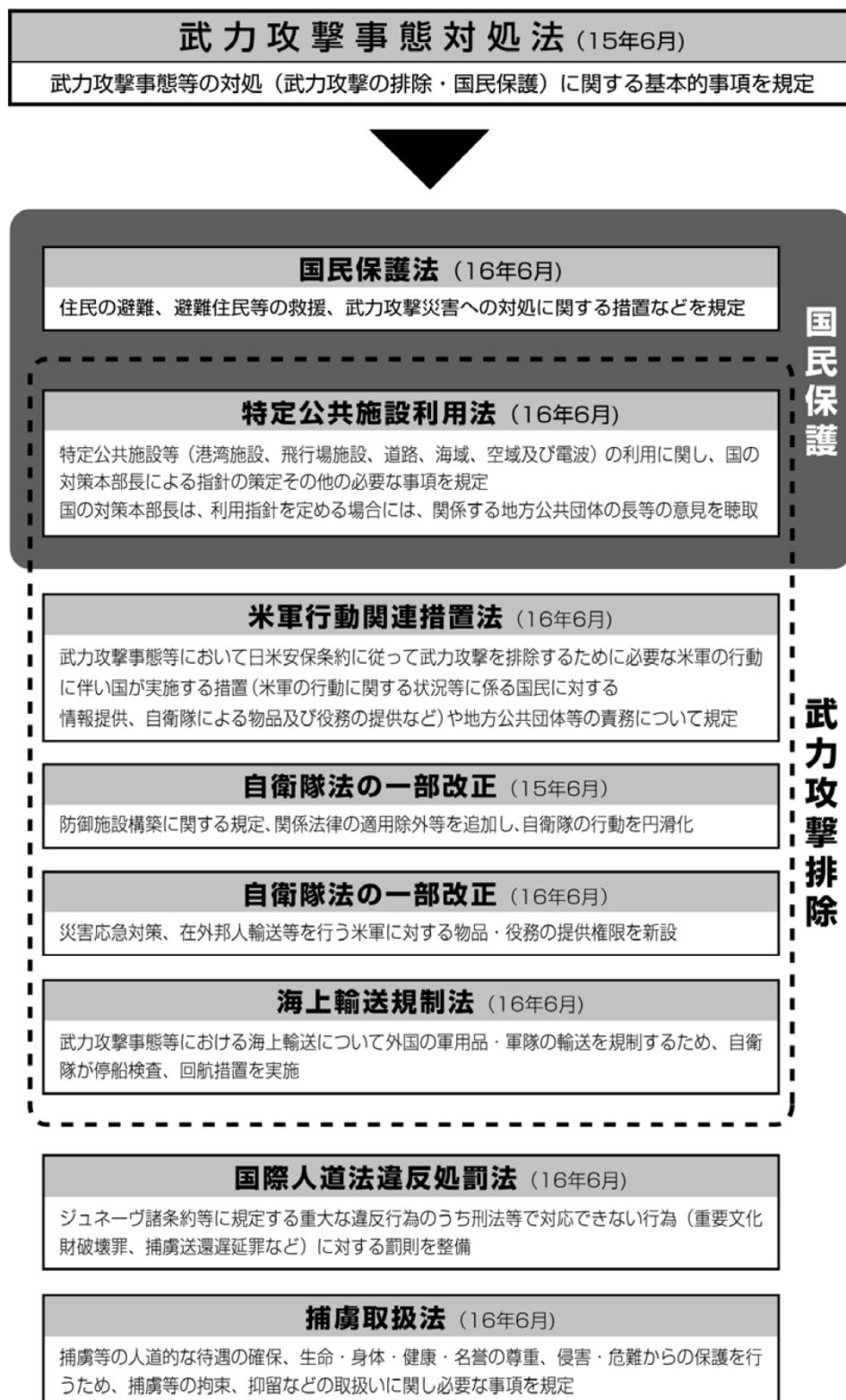
1 計画関連法制

資料1－1 災害の類型と関連法制

«参考：災害の類型と関連法制»

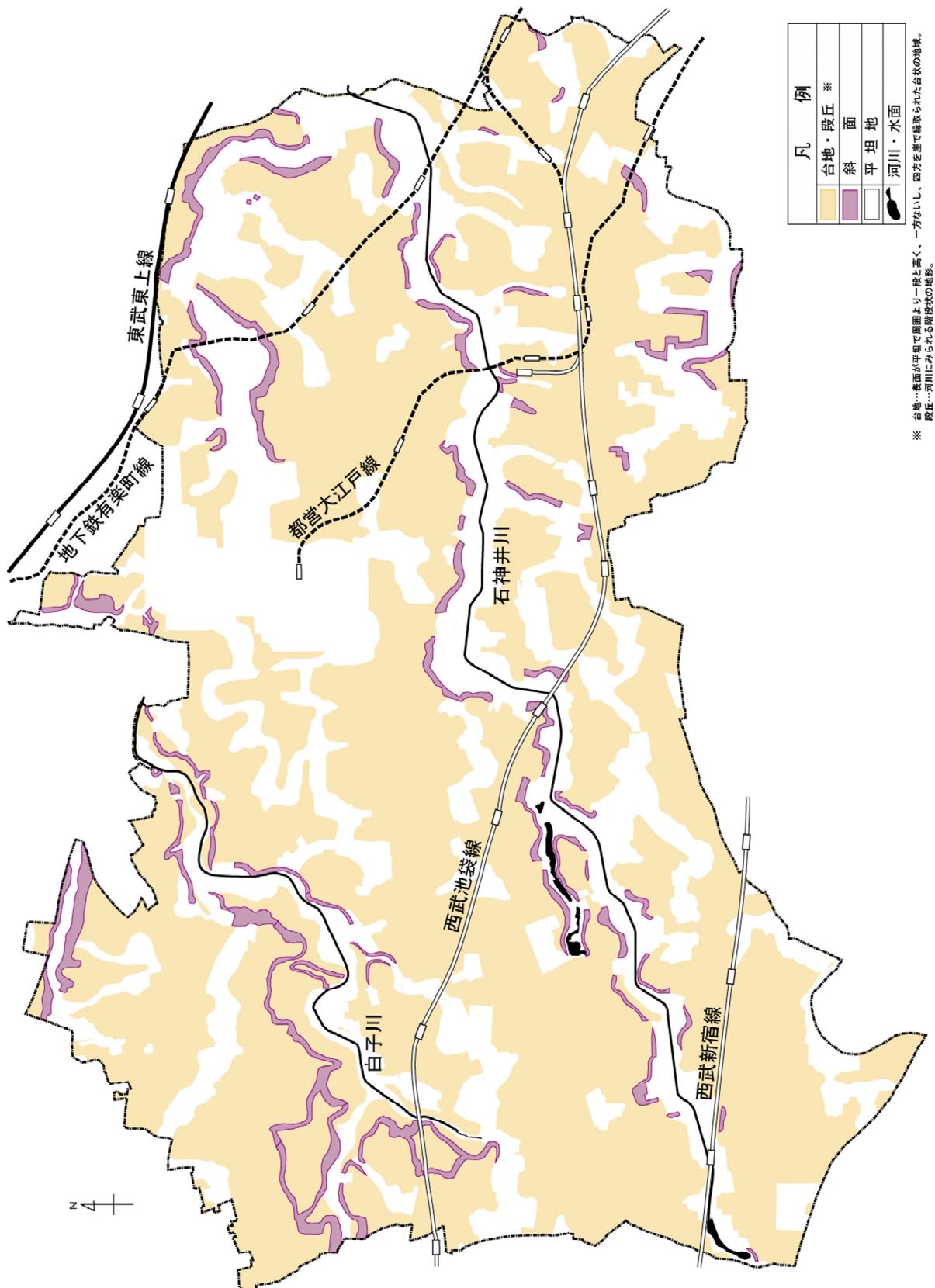


資料1－2 武力攻撃事態等への対処に関する法制

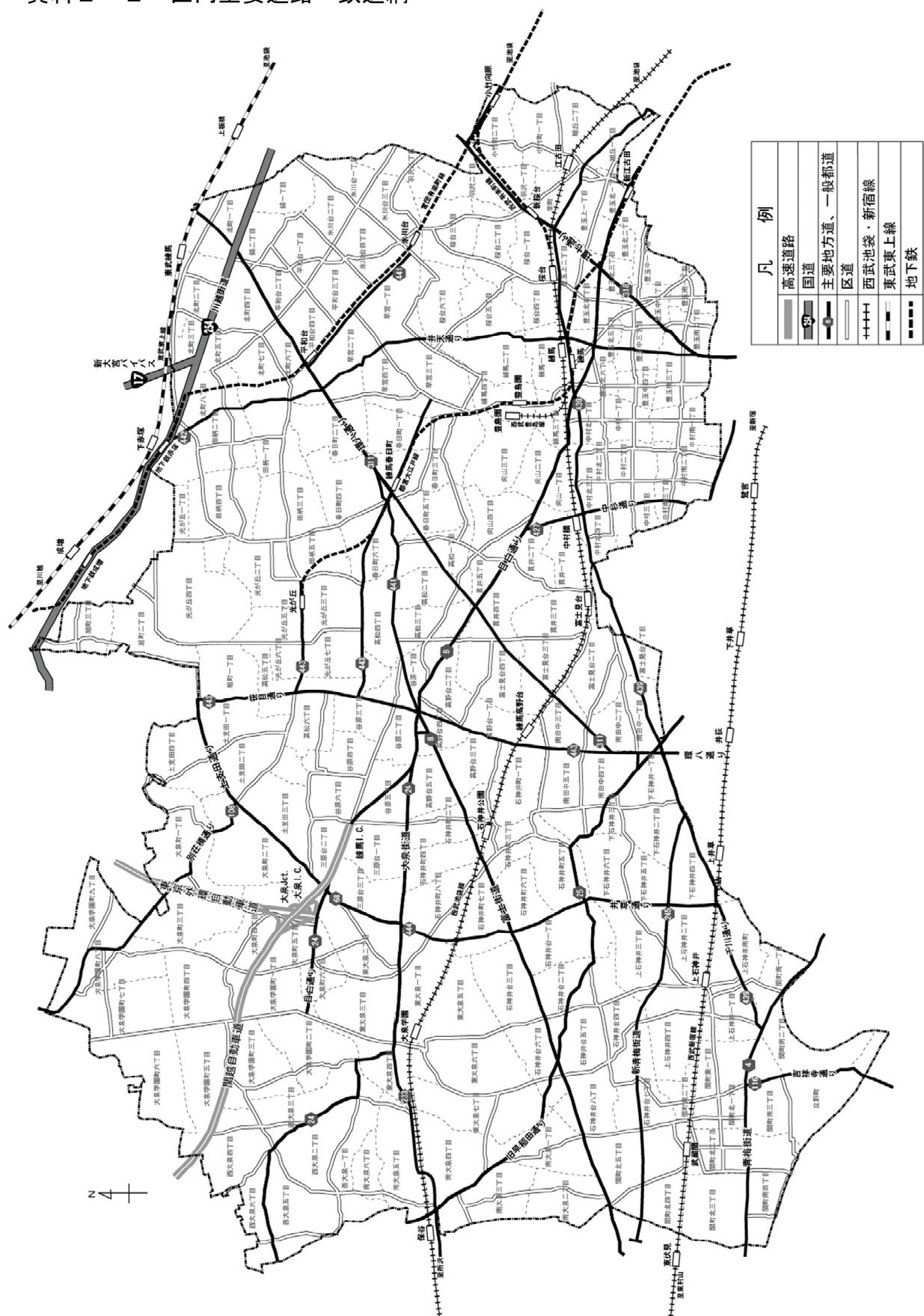


2 地理的・社会的特徴

資料 2-1 地形



資料 2－2　区内主要道路・鉄道網



3 総則、組織運営事項

[条例、規則等]

資料3－1 練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月20日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、練馬区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）および練馬区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）および国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室および部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室および部に属すべき保護本部の職員は、練馬区規則で定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を総括し、保護本部の職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他練馬区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部

長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

(準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、練馬区緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3－2 練馬区国民保護協議会条例

平成18年3月20日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、練馬区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員および専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。
3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 避難

資料4－1 啓開路線指定一覧

啓開 No.	優先 区分	起点となる施設名	所在地	起点路線名	最寄主要路線名 及び幅員(m)	啓開道路 延長(m)	啓開道路 幅員(m)	備 考
1	第一	練馬総合病院	旭丘1-24-1	一般区道15-206号線	都道：千川通り（18）	110	4~7	災害拠点連携医療機関
2	第一	大泉生協病院	東大泉6-3-3	一般区道22-128号線	主要区道39号線（9）	270	4~6	災害拠点連携医療機関
3	第一	川満外科	東大泉6-34-46	私道	主要区道39号線（8）	30	4	災害拠点連携医療機関
4	第一	保谷病院	南大泉4-50-15	一般区道33-285号線	都道：東大泉田無線（8）	50	3~5	災害医療支援医療機関
5	第一	東大泉病院	東大泉7-36-10	一般区道22-198号線	主要区道39号線（10）	590	4~6	災害医療支援医療機関
6	第一	東京聖徳病院	北町3-7-19	一般区道43-107号線	国道：川越街道（25）	220	5~6	災害医療支援医療機関
7	第一	慈雲堂内科病院	閑町南4-14-53	主要区道46号線	都道：青梅街道（25）	260	5~6	災害医療支援医療機関
8	第一	大泉病院	大泉学園町6-9-1	一般区道32-263号線	主要区道39号線（12）	500	5	専門の医療支援医療機関
9	第一	東海病院	中村北2-10-11	一般区道14-144号線	主要区道9号線（8）	140	6	専門の医療支援医療機関
10	第一	開進第一中学校	早宮1-16-50	一般区道12-268号線	一般区道12-349号線（11）	150	4~6	医療救護所
11	第一	開進第三中学校	桜台3-28-1	一般区道12-379号線	主要区道29号線（9）	90	3~4	医療救護所
12	第一	練馬中学校	高松1-24-1	主要区道3号線	都道：環状8号線（35）	110	5~6	医療救護所
13	第一	貫井中学校	貫井2-14-13	一般区道11-201号線	都道：自白通り（25）	320	3~8	医療救護所
14	第一	田柄中学校	田柄3-3-1	一般区道42-123号線	主要区道71号線（12）	60	4~5	医療救護所
15	第一	谷原中学校	谷原4-10-5	一般区道31-116号線	主要区道70号線（10）	240	5~6	医療救護所
16	第一	大泉西中学校	西大泉3-19-27	一般区道33-202号線	都道：練馬所沢線（11）	290	4~6	医療救護所
17	第一	高野台運動場	高野台3-8-8	主要区道31号線	都道：笹目通り（25）	350	4~8	ヘリポート
18	第二	開進第四小学校	羽沢2-33-1	一般区道13-248号線 ※板橋区境	主要区道15号線（8） ※石神井川・羽根木橋	170	5~6	情報拠点
19	第二	春日小学校	春日町5-12-1	主要区道4号線	都道：環状8号線（35）	※780m~110m (練馬中学校) = 670m	4~10	情報拠点
20	第二	北町西小学校	北町7-3-8	一般区道42-198号線	一般区道42-186号線（9）		170	6
21	第二	富士見台小学校	富士見台4-16-10	一般区道11-114号線	一般区道11-363号線（8） ※石神井川・谷原三之橋	300	4~8	情報拠点
22	第二	南が丘中学校	南田中4-8-23	一般区道21-182号線	都道：環状8号線（40）	250	3~6	情報拠点
23	第二	三原台中学校	三原台3-13-41	一般区道31-223号線	都道：土支田通り（9）	290	5~6	情報拠点
24	第二	大泉学園中学校	大泉学園町4-17-32	区有通路32-217号線	主要区道39号線（12）	360	4~6	情報拠点
25	第二	大泉南小学校	東大泉6-28-1	主要区道42号線	都道：富士街道（12）	800	4~9	情報拠点
26	第三	旭丘小学校	旭丘2-21-1	区有通路15-244号線	主要区道30号線（9）	300	5~6	避難拠点
27	第三	小竹小学校	小竹町2-6-7	一般区道15-247号線	都道：要町通り（40）	250	3~7	避難拠点
28	第三	開進第二小学校	桜台5-10-5	一般区道12-307号線	主要区道15号線（8）	550	3~6	避難拠点
29	第三	練馬東小学校	春日町1-30-11	一般区道12-130号線	都道：環状8号線（33）	310	5~6	避難拠点
30	第三	旭町小学校	旭町2-29-1	一般区道41-205号線	主要区道74号線（9）	200	3~6	避難拠点

啓開 No.	優先 区分	起点となる施設名	所在地	起点路線名	最寄主要路線名 及び幅員(m)	啓開道路 延長(m)	啓開道路 幅員(m)	備 考
31	第三	石神井台小学校	石神井台8-6-33	一般区道23-155号線	主要区道38号線(8)	200	5	避難拠点
32	第三	下石神井小学校	下石神井2-20-18	一般区道21-416号線	都道：新青梅街道(15)	420	5~6	避難拠点
33	第三	立野小学校	立野町17-13	一般区道24-136号線	都道：吉祥寺通り(11)	270	5~7	避難拠点
34	第三	大泉第二小学校	南大泉4-29-11	主要区道44号線	都道：東大泉田無線(8)	580	3~8	避難拠点
35	第三	大泉第六小学校	南大泉5-25-29	一般区道33-333号線	都道：東大泉田無線(10)	400	4~6	避難拠点
36	第三	大泉東小学校	東大泉1-22-1	一般区道22-501号線	都道：大泉街道(16)	340	3~6	避難拠点
37	第三	大泉西小学校	西大泉4-25-1	一般区道33-331号線	主要区道69号線(10)	170	5~9	避難拠点
38	第三	大泉学園小学校	大泉学園町4-7-1	一般区道32-189号線	主要区道59号線(8)	250	5~6	避難拠点
39	第三	橋戸小学校	大泉町2-11-25	一般区道32-103号線	都道：目白通り(25)	390m	6~7	避難拠点
40	第三	南田中小学校	南田中5-15-37	一般区道21-171号線	都道：笹目通り(25)	410	4~5	避難拠点
41	第三	八坂小学校	土支田4-48-1	主要区道55号線	都道：土支田通り(11)	480	5~12	避難拠点
42	第三	石神井南中学校	下石神井2-7-23	主要区道34号線	都道：千川通り(12)	230	5~7	避難拠点
43	第三	上石神井中学校	上石神井4-15-27	一般区道23-170号線	主要区道42号線(8)	200	7	避難拠点

(「練馬区地域防災計画資料編」より)

5 救援・医療等

資料5－1 避難所一覧

この表は、以下のスペースを全て使用するという前提ではなく、想定を超える避難者が避難した場合、各避難拠点における収容可能人数を算出したものである。

No.	小学校名	体育館面積 (m ²)	体育館収容可能人数 (人)	全教室数 (室)	収容可能教室数 (室)	教室収容可能人数 (人)	収容可能人数合計 (人)
1	旭丘小	504	252	18	13	403	655
2	小竹小	504	252	20	15	465	717
3	豊玉小	768	384	24	19	589	973
4	豊玉第二小	532	266	22	17	527	793
5	豊玉東小	504	252	21	16	496	748
6	豊玉南小	768	384	25	20	620	1,004
7	中村小	504	252	35	30	930	1,182
8	中村西小	522	261	21	16	496	757
9	早宮小	504	252	24	19	589	841
10	開進第一小	768	384	28	23	713	1,097
11	開進第二小	532	266	24	19	589	855
12	開進第三小	459	229	30	25	775	1,004
13	開進第四小	504	252	24	19	589	841
14	仲町小	504	252	31	26	806	1,058
15	南町小	572	286	21	16	496	782
16	北町小	504	252	29	24	744	996
17	北町西小	504	252	22	17	527	779
18	練馬小	768	384	22	17	527	911
19	練馬第二小	504	252	22	17	527	779
20	練馬第三小	532	266	21	16	496	762
21	練馬東小	894	447	27	22	682	1,129
22	田柄小	532	266	25	20	620	886
23	田柄第二小	768	384	31	26	806	1,190
24	向山小	504	252	23	18	558	810
25	豊溪小	495	247	25	20	620	867
26	旭町小	504	252	21	16	496	748
27	高松小	504	252	22	17	527	779
28	春日小	504	252	29	24	744	996
29	光が丘四季の香小	504	252	19	14	434	686
30	光が丘春の風小	504	252	23	18	558	810
31	光が丘夏の雲小	768	384	24	19	589	973
32	光が丘秋の陽小	504	252	26	21	651	903
33	光が丘第八小	768	384	22	17	527	911
34	石神井小	768	384	26	21	651	1,035
35	石神井東小	468	234	21	16	496	730
36	石神井西小	504	252	21	16	496	748
37	石神井台小	504	252	27	22	682	934
38	上石神井小	504	252	26	21	651	903
39	上石神井北小	704	352	27	22	682	1,034
40	下石神井小	486	243	26	21	651	894
41	光和小	504	252	32	27	837	1,089
42	谷原小	598	252	24	19	589	841
43	北原小	504	252	26	21	651	903
44	立野小	672	336	22	17	527	863
45	関町小	504	252	30	25	775	1,027
46	関町北小	504	252	28	23	713	965
47	大泉小	504	252	21	16	496	748

48	大泉第一小	576	288	21	16	496	784
49	大泉第二小	504	252	31	26	806	1,058
50	大泉第三小	504	252	29	24	744	996
51	大泉第四小	744	372	28	23	713	1,085
52	大泉第六小	504	252	24	19	589	841
53	大泉東小	504	252	32	27	837	1,089
54	大泉西小	504	252	23	18	558	810
55	大泉南小	504	252	30	25	775	1,027
56	大泉北小	504	252	29	24	744	996
57	大泉学園小	504	252	26	21	651	903
58	大泉学園緑小	504	252	26	21	651	903
59	大泉学園桜小	504	252	19	14	434	686
60	泉新小	504	252	25	20	620	872
61	橋戸小	560	280	21	16	496	776
62	南田中小	504	252	25	20	620	872
63	南が丘小	486	243	21	16	496	739
64	富士見台小	504	252	26	21	651	903
65	八坂小	504	252	24	19	589	841
小学校 計		36,164	18,034	1,618	1,293	40,083	58,117

No.	中学校名	体育館面積	体育館収容可能人数	全教室数	収容可能教室数	教室収容可能人数	収容可能人数合計
		(m ²)	(人)	(室)	(室)	(人)	(人)
1	旭丘中	570	285	19	14	434	719
2	豊玉中	618	309	22	17	527	836
3	豊玉第二中	540	270	22	17	527	797
4	中村中	1,075	537	29	24	744	1,281
5	開進第一中	1,106	553	30	25	775	1,328
6	開進第二中	850	425	28	23	713	1,138
7	開進第三中	638	319	23	18	558	877
8	開進第四中	1,106	553	24	19	589	1,142
9	北町中	1,075	537	25	20	620	1,157
10	練馬中	1,090	545	30	25	775	1,320
11	練馬東中	894	447	27	22	682	1,129
12	貫井中	1,106	553	26	21	651	1,204
13	田柄中	1,106	553	27	22	682	1,235
14	豊溪中	558	279	19	14	434	713
15	光が丘第一中	638	319	22	17	527	846
16	光が丘第二中	1,106	553	20	15	465	1,018
17	光が丘第三中	1,385	692	27	22	682	1,374
18	光が丘第四中	616	308	21	16	496	804
19	石神井中	1,106	553	34	29	899	1,452
20	石神井東中	558	279	29	24	744	1,023
21	石神井西中	1,019	509	32	27	837	1,346
22	石神井南中	558	279	25	20	620	899
23	上石神井中	576	288	26	21	651	939
24	南が丘中	982	491	23	18	558	1,049
25	谷原中	558	279	25	20	620	899
26	三原台中	540	270	29	24	744	1,014
27	大泉中	700	350	36	31	961	1,311
28	大泉第二中	960	480	31	26	806	1,286
29	大泉西中	558	279	30	25	775	1,054
30	大泉北中	814	407	26	21	651	1,058
31	大泉学園中	616	308	27	22	682	990
32	大泉学園桜中	558	279	17	12	372	651
33	関中	558	279	30	25	775	1,054
34	八坂中	796	398	23	18	558	956
中学校 計		27,534	13,765	884	714	22,134	35,899

小中学校 合計	63,698	31,799	2,502	2,007	62,217	94,016
---------	--------	--------	-------	-------	--------	--------

(「練馬区地域防災計画資料編」より)

資料5－2 5000m²以上のオープンスペースのある公共施設

(単位 : m²)

	名 称	所 在 地	所有	種 別	施 設 面 積	広 場 面 積	備 考
1	学 田 公 園	豊玉南三丁目32番27号	区	公 園	10,886	6,000	野 球 場
2	夏 の 雲 公 園 ※	光が丘三丁目4番1号	区	公 園	54,033	5,000	広 場
3	立 野 公 園	立野町32番1号	区	公 園	21,853	7,000	広 場
4	大 泉 さ ク ら 運 動 公 園 ※	大泉学園町九丁目4番5号	区	公 園	43,797	10,000	多目的運動 広 場
5	び く に 公 園	東大泉二丁目28番31号	国	公 園	21,897	9,000	白子川比丘尼橋 上流調節池
6	大 泉 学 園 町 希 望 が 丘 公 園 ※	大泉学園町九丁目1番2号	区	公 園	10,100	5,000	多目的運動 広 場
7	大 泉 町 もみじやま公 園	大泉町三丁目23番1号	区国	公 園	17,432	5,000	(外環上 部) 広場
8	石 神 井 松 の 風 文 化 公 園 ※	石神井台一丁目33番44号	区	公 園	47,735	7,731	多目的広場
9	高 野 台 運 動 場	高野台三丁目8番8号	区	ス ポ ー ツ 施 設	10,543	10,411	
10	北 大 泉 野 球 場	大泉町三丁目31番44号	区	ス ポ ー ツ 施 設	14,128	14,009	
11	東 台 野 球 場	石神井町一丁目11番32号	区	ス ポ ー ツ 施 設	12,029	11,976	
12	練 馬 総 合 運 動 場 ※	練馬二丁目29番10号	区	ス ポ ー ツ 施 設	38,772	38,442	
13	中 村 か し わ 公 園	中村一丁目17番1号	区	公 園	14,674	6,000	
14	石 神 井 公 園 ※	石神井台一・二丁目 石神井町五丁目	都	都立公園	223,785		
15	城 北 中 央 公 園 ※	氷川台一丁目	都	都立公園	260,974		
16	光 が 丘 公 園 ※	光が丘二・四丁目 旭町二丁目	都	都立公園	607,823		
17	大 泉 中 央 公 園 ※	大泉学園町九丁目	都	都立公園	103,000		
						135,569	

(注1)※は東京都の指定避難場所

(注2)城北中央公園は、板橋区分(128,827 m²)を含む。

(注3)光が丘公園は、板橋区分(8,649 m²)を含む。

(「練馬区地域防災計画資料編」より)

資料5－3 遺体安置所

体育館等名称	所在地	延床面積 (主競技場)
中村南スポーツ交流センター	中村南一丁目 2 番32号	約953m ²
平和台体育館	平和台二丁目12番 5 号	約977m ²
上石神井体育館	上石神井一丁目32番37号	約952m ²
大泉学園町体育館	大泉学園町五丁目14番24号	約1,008m ²
桜台体育館（予備）	桜台三丁目28番 1 号	約520m ²

（「練馬区地域防災計画」より）

6 安否情報の収集・提供

資料6－1 安否様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名		
②フリガナ		
③出生の年月日	年 月 日	
④男女の別	男	女
⑤住所（郵便番号を含む。）		
⑥国籍	日本	その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報		
⑧負傷（疾病）の該当	負傷	非該当
⑨負傷又は疾病の状況		
⑩現在の居所		
⑪連絡先その他必要事項		
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する	同意しない
※備考		

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

資料6－2 安否様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時（年月日時分）

①氏名		
②フリガナ		
③出生の年月日	年月日	
④男女の別	男	女
⑤住所（郵便番号を含む。）		
⑥国籍	日本	その他（　　）
⑦その他個人を識別するための情報		
⑧死亡の日時、場所及び状況		
⑨遺体が安置されている場所		
⑩連絡先その他必要情報		
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない	
※備考		

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。
また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

書 告 報 報 情 否 安

整告日時： 年 月 日 時 分 担当者名：
市町村名：

資料 6－3 安否様式第3号（第2条関係）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「③出生年の年月日」欄は元号表記により記入すること。
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入する。
4 武力擣 災害により死亡した住民については、「⑨負傷欄」に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ⑩～⑯の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る当該条件を「備考」欄に記入すること。

資料6－4 安否様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 <u>住 所 (居所)</u> <u>氏 名</u>		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するため必要な事項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 稽 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本
その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

資料6－5 安否様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日
殿

総務大臣
(都道府県知事)
(市町村長)

年 月 日 付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被照会者	氏 名		
	フ リ ガ ナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他 ()
	その他個人を識別するための情報		
	現 在 の 居 所		
	負傷又は疾病の状況		
連絡先その他必要情報			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

7 被災情報の収集・報告

資料7-1 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
〇〇区市町村

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

区市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他	
	死 者	行 方	負 傷 者		全 壊	半 壊		
			不 明 者	重 傷	軽 傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の区市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

区市町村名	年月日	性別	年齢	概 况	

（「東京都国民保護計画」より）

8 武力攻撃事態 4 類型

資料 8－1 武力攻撃事態 4 類型

- 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。
類型ごとの主な特徴は、次のとおり

事態類型	特 徴
1 着上陸侵攻 ・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 《想定される主な被害》 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 《被害の範囲・期間》 ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 《事態の予測・察知》 ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 《想定される主な被害》 ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 《事態の予測・察知》 ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

事態類型	特 徴
3 弾道ミサイル攻撃 ・ 弹道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	『攻撃目標となりやすい地域』 ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 『想定される主な被害』 ○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 『被害の範囲・期間』 ○ 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 『事態の予測・察知』 ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
4 航空攻撃 ・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	『攻撃目標となりやすい地域』 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 『想定される主な被害』 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 『被害の範囲・期間』 ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 『事態の予測・察知』 ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

(「東京都国民保護計画」より)

9 緊急対処事態 4 類型

資料9－1 緊急対処事態 4 類型

- 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり

事態類型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none">○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。)○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。
2 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none">○ 大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none">○ 第4節の「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。
4 交通機関を破壊手段としたテロ	<ul style="list-style-type: none">○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

(「東京都国民保護計画」より)

10 NBCを使用した攻撃

資料10-1 NBCを使用した攻撃

- 武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。以下同じ。）が行われることも考慮する。

その場合の特徴は次のとおり

種 別	特 徴
■ 核兵器等	<ul style="list-style-type: none">○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射によって生ずる。○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
■ 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none">○ 人に知られることなく散布することが可能である。○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
■ 化学兵器等	<ul style="list-style-type: none">○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

（「東京都国民保護計画」より）

練馬区国民保護計画

平成19年3月制定

平成28年6月変更

編集・発行 練馬区危機管理室危機管理課

住 所 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

電 話 03-3993-1111（代表）